

西尾市建築物耐震改修促進計画

令和3年3月
(令和6年4月改訂)

西 尾 市

西尾市建築物耐震改修促進計画

目 次

第1章 はじめに	1
1－1．計画策定の背景	1
1－2．計画の位置付け	3
1－3．住宅・建築物の耐震化の現状と課題	4
第2章 計画の基本的事項	11
2－1．対象地域	11
2－2．計画期間	11
2－3．対象建築物	11
2－4．計画の方針	19
2－5．計画の目標	19
第3章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組	22
3－1．耐震化及び減災化に向けた役割	22
3－2．住宅の耐震化の促進	23
3－3．建築物の耐震化の促進	27
3－4．住宅の減災化の促進	28
3－5．建築物の減災化の促進	31
3－6．耐震・減災化に向けた環境整備	32
3－7．建築物に対する指導等について	40
第4章 その他関連する施策等	41
第5章 計画達成に向けて	45
5－1．取組・施策等の進捗状況のフォローアップ	45
5－2．計画の見直し	45

<参考資料>

第1章 はじめに

1-1. 計画策定の背景

本市では、地震による建築物の被害を未然に防止するため、住宅・建築物の耐震化を促進することを目的に、平成19年度に「西尾市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。また、平成24年度に同計画を改定し、住宅・建築物の耐震化や減災化に取り組んできました。

これまでの地震被害を振り返ると、阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）では6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。以降、住宅等の耐震化が重要な課題となり、全国的に耐震化等の取組みが進められてきました。

また、東日本大震災（平成23年3月11日）の原因となった東北地方太平洋沖地震は、それ以前に予測していなかった複数のプレートによる連動地震でした。その後も、熊本地震（平成28年4月16日）、北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）などの大地震が発生しています。

これらの大地震では、震災後の仮設住宅や復興住宅の整備等、被災者支援に相当な時間を必要とし、避難所や仮設住宅での生活が長期にわたる可能性が示されました。建物倒壊により長期間、自宅や職場を失うということは、生活基盤そのものが揺らぐことに繋がります。そこで、被災後の安全・安心な生活を守るため、「公助」だけではなく被災前の「自助」として耐震化を促進する必要があります。

本市は、東海地震に係る「地震防災対策強化地域」、東南海・南海地震に係る「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されていることから、大規模地震の発生の危惧とともに、甚大な地震災害を受けることが想定されています。また、東海・東南海・南海の3連動地震、さらには宮崎県沖の日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸を震源域に加えた5連動地震、いわゆる南海トラフ地震のひっ迫性が指摘されており、この南海トラフ地震の発生確率が従来の「70%程度」から「70～80%」に引き上げられました。

このため、本市においても、これまで以上に計画的な防災対策を講じていくことが求められています。

また、平成30年に発生した大阪府北部地震によるブロック塀等の被害を踏まえ、危険なブロック塀対策としてブロック塀等撤去費の補助制度が拡充されました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における感染症防止の観点から在宅避難・分散避難が注目されており、住宅の耐震化は、ますます重要になっています。

そうした中、令和元年7月に県が「SDGs未来都市」として選定され、「愛知県SDGs未来都市計画」を策定するなどSDGsの達成に向けた取組を推進しています。SDG

s 達成の為に、住宅・建築物の耐震診断・改修の費用への補助による耐震化への促進に取り組んでいきます。

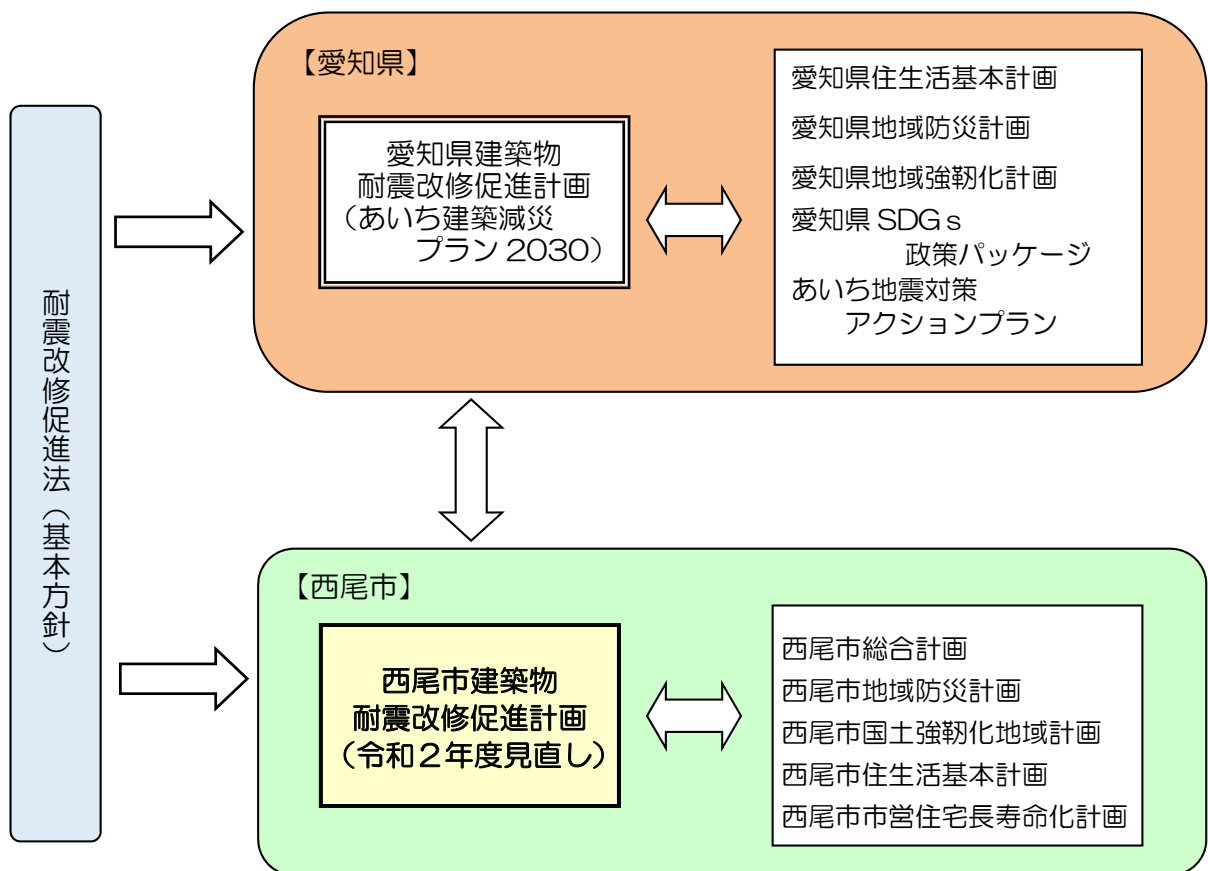
以上のことから、本市における住宅・建築物の耐震化や減災化をより一層促進していくため、「国の基本方針」及び「愛知県建築物耐震改修促進計画」で位置づけられた耐震化促進の施策を実施するための耐震アクションプランとして、「西尾市建築物耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、これらの背景を受け、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）による国が定める基本方針及び愛知県建築物耐震改修促進計画に基づき、本市における耐震診断・耐震改修を促進し、地震による建築物の被害を未然に防止するため、法第6条第1項に定める市町村計画として、策定するものです。

また、「西尾市総合計画」「西尾市地域防災計画」「西尾市国土強靱化地域計画」「西尾市住生活基本計画」「西尾市市営住宅長寿命化計画」を関連計画とし、本計画を策定します。

図 1-1 西尾市建築物耐震改修促進計画の位置付け



1-3. 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

(1) 住宅の耐震化の現状

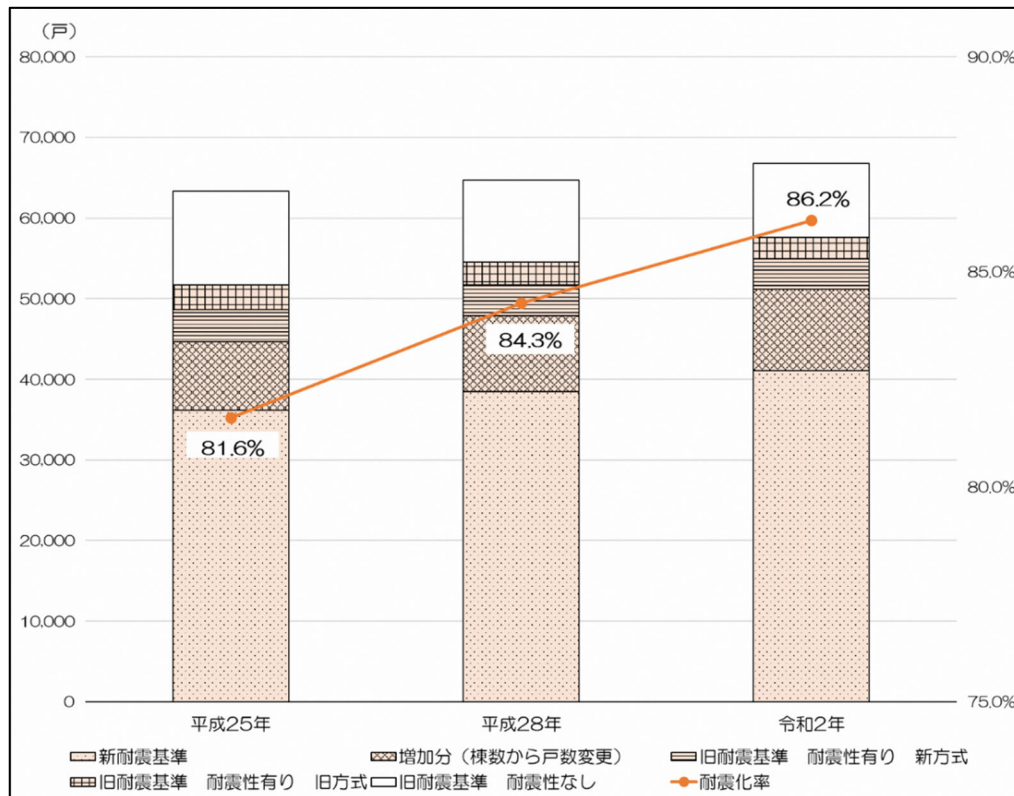
ア 住宅の耐震化率

令和2年度現在の住宅は、総住宅戸数 66,793 戸に対して、23.4%の 15,638 戸が昭和56年以前に建築された旧耐震住宅です。

耐震性のある住宅は、建築年が昭和57年以降の新耐震住宅と昭和56年以前の耐震性があると推計される建築物を合わせた 57,573 戸で、耐震化率は 86.2%と推計されます。

住宅の種類・構造別では、戸建て木造住宅の耐震化率が 81.1%と低く、また耐震化が必要となる住宅戸数も 13,043 戸と多いことから、戸建て木造住宅の耐震化が課題となります。

図 1-2 住宅戸数と耐震化率の推移



国の耐震化率推計方法が変更となった為、前計画と推計方法が異なります。

	①共同住宅 の数え方	②旧耐震基準のうち耐震性ありと推定される割合			③旧耐震基準のうち 耐震改修済み
		根拠	戸建て	共同住宅	
旧方式	棟数	アンケート調査結果	12%	76%	補助利用済みのみ
新方式	戸数	住宅・土地統計調査	28%	71%	補助未利用含む

表 1-1 住宅の耐震化率（令和2年度）

単位：戸

種別	構造	総数 A	旧耐震基準		新耐震 基準 D	耐震性 を有する E=C+D	耐震化率 F=E/A
			B	耐震性あり と推定※ C			
戸建て	木造	43,238	13,043	4,859	30,195	35,054	81.1%
	非木造	9,857	1,578	918	8,279	9,197	93.3%
共同住宅	木造	4,529	233	76	4,296	4,372	96.5%
	非木造	9,169	784	565	8,385	8,950	97.6%
住宅合計		66,793	15,638	6,418	51,155	57,573	86.2%

表 1-2 住宅の耐震化率（平成28年度）

単位：戸

種別	構造	総数 A	旧耐震基準		新耐震 基準 D	耐震性 を有する E=C+D	耐震化率 F=E/A
			B	耐震性あり と推定※ C			
戸建て	木造	42,024	14,094	5,016	27,930	32,946	78.4%
	非木造	9,753	1,649	957	8,104	9,061	92.9%
共同住宅	木造	3,864	256	84	3,608	3,692	95.5%
	非木造	9,068	825	594	8,243	8,837	97.5%
住宅合計		64,709	16,824	6,651	47,885	54,536	84.3%

表 1-3 住宅の耐震化率（平成25年度）

単位：戸

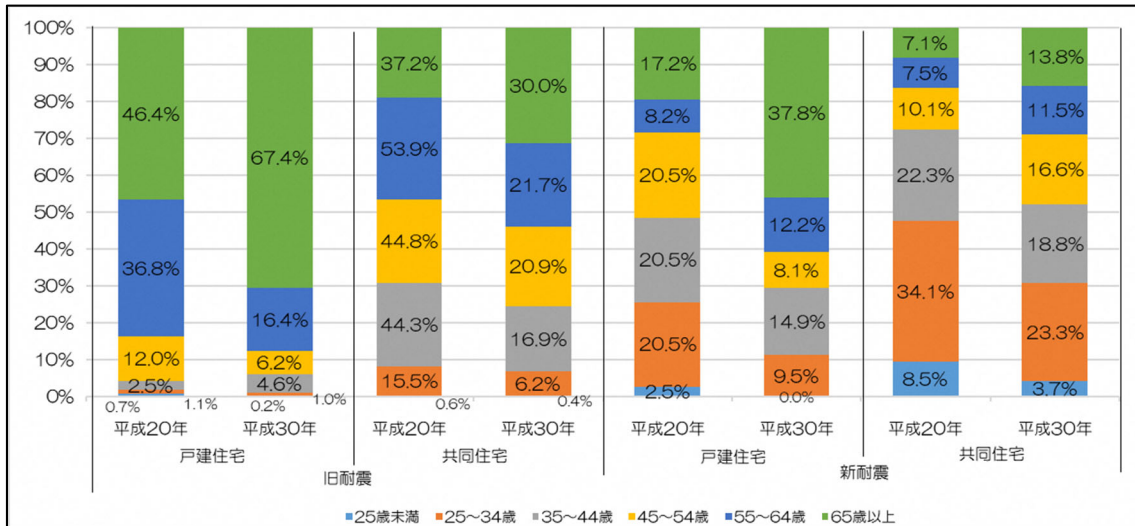
種別	構造	総数 A	旧耐震基準		新耐震 基準 D	耐震性 を有する E=C+D	耐震化率 F=E/A
			B	耐震性あり と推定※ C			
戸建て	木造	41,848	15,702	5,246	26,146	31,392	75.0%
	非木造	9,507	1,742	1,008	7,765	8,773	92.3%
共同住宅	木造	3,264	314	103	2,950	3,053	93.5%
	非木造	8,704	875	630	7,829	8,459	97.2%
住宅合計		63,323	18,633	6,987	44,690	51,677	81.6%

※ 耐震性ありと推計される戸数はP4 表中②と③の合計

イ 住宅の世帯主の年齢別割合

平成20年度と平成30年度の住宅の世帯主の年齢別の割合を比較すると、耐震診断及び耐震改修工事が必要とされている旧耐震の戸建住宅における65歳以上の世帯主の割合が約47%から約67%に増加しています。

図1-3 世帯主の年齢別割合の比較

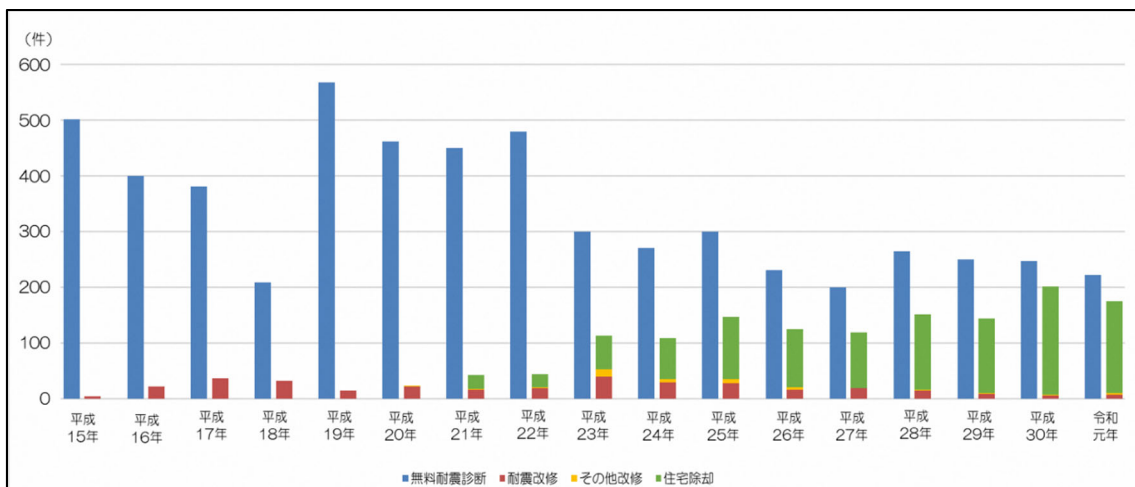


出典：住宅・土地統計調査（総務省）より推計

ウ 木造住宅の補助実績

木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修の補助実績は、無料耐震診断については、平成23年以降横ばい傾向となっています。一方、耐震改修の補助実績については、東日本大震災（平成23年）が発生した年度は件数が前年度に比べ約2倍増となりましたが、近年は減少傾向にあります。

図1-4 無料耐震診断及び耐震改修等の補助実績



（２）耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状

平成 25 年 11 月の法改正により、一定の要件に該当する既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました（該当要件は『第 2 章 計画の基本的事項』の P.11～13 参照）。

ア 要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で既存耐震不適格建築物については、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるため、愛知県は平成 29 年 3 月に要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果を公表しました。

本市はグリーンホテル三ヶ根、西尾市立花ノ木保育園、西尾市立ハツ面小学校、西尾市立福地南部小学校、西尾市立東幡豆小学校、西尾市立寺津中学校、西尾市立福地中学校、西尾市立吉良中学校の計 8 棟が対象になっており、全て耐震性は確保されています。

イ 要安全確認計画記載建築物

既存耐震不適格である防災上重要な建築物（指定避難所、災害拠点病院等）及び通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合に避難を困難とするおそれのある建築物で、沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む必要のある道路沿いに建つもの）は、耐震診断を行い、耐震改修の促進を図る必要があるため、愛知県は耐震診断義務付け建築物として平成 31 年 3 月を期限に耐震診断結果の報告を受けました。

本市内に対象となる防災上重要な建築物は無く、通行障害既存耐震不適格建築物の対象路線は、国道 23 号線（P.18 図 2-2 緊急輸送道路 参照）のみですが、対象となる建築物はありません。

（３）特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

ア 多数の人が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）

令和 2 年度時点における多数の人が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、市有建築物の耐震化率は 97.5% で、耐震性が不十分な建築物は 4 棟です。対象建築物は吉良支所、吉良町公民館・本棟、コミュニティ公園・体育館棟、旧佐久島観光ホテルであり、全て除却予定です。また、民間の耐震化率は 76.3% で、耐震性が不十分な建築物は 59 棟です。全体の耐震化率は 84.6% で、耐震性が不十分な建築物は 63 棟となります。

対象建築物	平成 24 年度	令和 2 年度
市有建築物	96.3% (155/161)	97.5% (157/161)
民間建築物	60.9% (182/299)	76.3% (190/249)
全体	73.3% (337/460)	84.6% (347/410)

※詳細の内訳は資料編参照

イ 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物は、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物のうち、昭和 56 年以前に建築された建築物で耐震性の不十分なものが対象となります。

令和 2 年度時点において 60 事業所あり、耐震化を促進する必要があります。

対象建築物	昭和 56 年以前建築物 所有事業所数
石油類・可燃性液体類の貯蔵、加工する用途の建築物など	60 事業所 ^{※1}

※1 工場などでは、敷地内に複数の施設を有しているため、同一住所で複数の施設を有する場合は 1 事業所とする。

ウ 通行障害既存耐震不適格（法第 14 条第 3 号）

緊急輸送道路（P.18 図 2-2 緊急輸送道路 参照）は災害時における多数の人の円滑な救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、地震発生時に通行を確保すべき道路として愛知県地域防災計画及び西尾市地域防災計画で指定されています。

令和 2 年度時点で、緊急輸送道路沿道の倒壊により閉塞するおそれがある建築物は 288 棟あり、耐震化を促進する必要があります。

＜第 1 章 はじめに＞

対象路線	平成 24 年度 要件該当棟数	令和 2 年度 要件該当棟数	備 考
(愛知県指定) 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路	243 棟	259 棟	道路を閉塞するおそれがある沿道建物は 特定既存耐震不適格 建築物として助言・ 指導の対象となる
(西尾市指定) 緊急輸送道路	35 棟	29 棟	
計	278 棟	288 棟	—

※新規路線の追加に伴い、要件該当棟数が増加

(4) 住宅・建築物の現状と課題

本市における耐震化に関する主な現状と課題を下表に示します。

表 1-4 耐震化に関する現状と課題

現状	課題	建築区分	関係者
1) 旧耐震基準の木造住宅の所有者の多くは高齢者であり、費用の負担等の理由により耐震改修をしない（できない）状況にある。	課題 1：工事費を低減する手法や支援等についての情報提供をする必要がある。	住宅	所有者等
2) 耐震改修工事の実績が近年減少傾向にある。	課題 2：耐震診断から耐震改修へと「つなぐ」手法の検討をする必要がある。		
	課題 3：消極的な所有者に対する、普及・啓発の取組を進める必要がある。		
3) 耐震改修に関する相談が少ない状況にある。	課題 4：制度の周知及び所有者の危機意識の向上を図る取組を進める必要がある。		
4) 市有建築物に比べ、民間建築物の耐震化が進んでいない状況にある。	課題 5：民間建築物の耐震化や減災化をさらに促進する取組について検討する必要がある。	建築物	

第2章 計画の基本的事項

2-1. 対象地域

本計画の対象地域は、西尾市内全域とします。

2-2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。
中間目標として令和7年度までの目標を設定します。また、計画内容、耐震化進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行ないます。

2-3. 対象建築物

本計画では、全ての住宅・建築物を対象とします。とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図っていきます。

また、耐震化することが困難な住宅・建築物に対する減災化を促進します。

(1) 住宅

戸建住宅及び共同住宅（長屋含む）

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

所有する建築物の耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられる耐震診断義務付け対象建築物の要件は、以下のとおりとされています。

ア 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で既存耐震不適格建築物については、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があります。

要緊急安全確認大規模建築物の用途及び規模は、法第3条に基づき、次ページ表のとおりとされています。

対象の建築物の所有者は耐震診断を行い、その結果を要緊急安全確認大規模建築物は平成27年12月31日までに愛知県に報告することが義務付けられていました。平成29年3月に県が報告を受けた対象建築物の耐震診断結果を公表しました。

表 2-1 要緊急安全確認大規模建築物一覧

用 途	対象建築物の規模
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

イ 要安全確認計画記載建築物（法第7条）

大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物で、既存耐震不適格である建築物（防災上重要な建築物）や、建築物が地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）については、耐震診断を行い、耐震改修の促進を図る必要があります。

要安全確認計画記載建築物の用途及び規模は法第7条に基づき、以下のとおりとされています。

1) 防災上重要な建築物

法第7条第1号の適用を受け、法第5条第3項第1号に基づいて愛知県耐震改修促進計画では、防災上重要な建築物として、下記の建築物が指定されています。

- a 愛知県地域防災計画附属資料に記載された指定避難所（想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く）で被災した住民が滞在する建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。
- b 愛知県地域防災計画附属資料に記載された災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院で、診療機能を有する建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。

2) 通行障害既存耐震不適格建築物

法第7条第2号の適用を受け、法第5条第3項第2号に基づいて愛知県耐震改修促進計画に記載される道路（P.18 図 2-2 緊急輸送道路 参照）の沿道建築物で、前面道路の過半数を閉塞する建築物（P.17 図 2-1 通行障害建築物の要件 参照）を示します。

（３）特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、法第 14 条に示される建築物で、以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受ける建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。要安全確認計画記載建築物については、P.13 参照。）です。

なお、所有者は、耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければなりません。

ア 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）	P.15 参照
イ 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物 （法第 14 条第 2 号）	P.16 参照
ウ 通行障害既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 3 号）	P.17 参照

ア 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、以下のとおりとされています。

表 2-2 多数の者が利用する建築物一覧

法	政令 第6条 第2項	用 途		規 模
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ 床面積 500㎡以上
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等 教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 床面積 1,000㎡以上 （屋内運動場の面積を含む）
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他 これらに類するもの		階数2以上かつ 床面積 1,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉 センターその他これらに類する施設		
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ 床面積 1,000㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに 類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダン スホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類す るサービス業を営む店舗		
		工場		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構 成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するも の		
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐 車のための施設		
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な 建築物		
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 床面積 1,000㎡以上	

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、法に基づき、以下のとおりとされています。

表 2-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物一覧

法	政 令 第 3 条 第 2 項	用 途	規 模
法第 14 条第 2 号	第 1 号	火薬	10 トン
		爆薬	5 トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
		銃用雷管	500 万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
		導爆線又は導火線	500 キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第 2 号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
		消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）	
	第 3 号	危険物の規則に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	30 トン
	第 4 号	危険物の規則に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル
	第 5 号	マッチ	300 マッチトン※
	第 6 号	可燃性ガス (第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く)	2 万立方メートル
	第 7 号	圧縮ガス	20 万立方メートル
	第 8 号	液化ガス	2,000 トン
	第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物	20 トン
	第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200 トン

※ マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で、7,200 個、約 120 kg。

ウ 通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第3号）

1) 通行障害建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路（P.18 3）対象路線 参照）沿道の建築物で、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物。

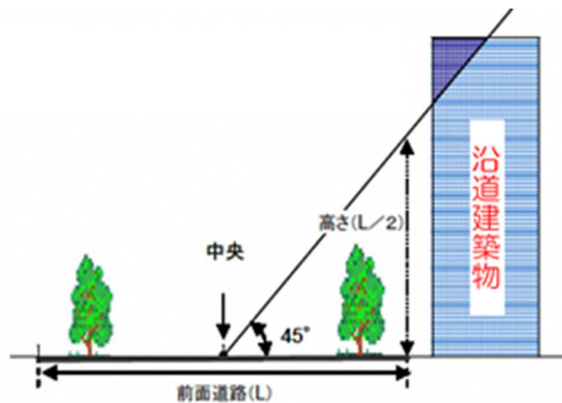
また、大阪府北部地震におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、通行障害建築物に、建物に付属する組積造の塀が追加されました。

図 2-1 通行障害建築物の要件

※多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物

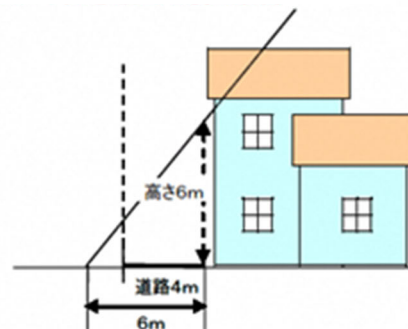
① 前面道路幅員が12mを超える場合

幅員 1/2 の高さを超える建築物



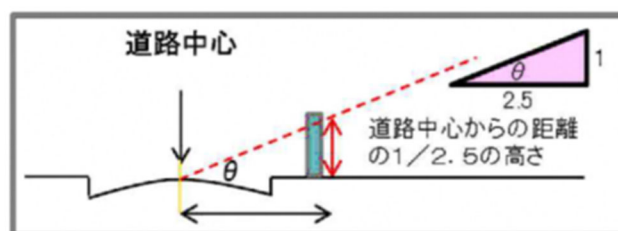
② 前面道路幅員が12m以下の場合

6mの高さを超える建築物



③ 組積造の塀の場合

前面道路幅員の 1/5 の高さを超える塀で、長さが25mを超えるもの



出典：国土交通省ホームページ

2) 通行障害既存耐震不適格建築物

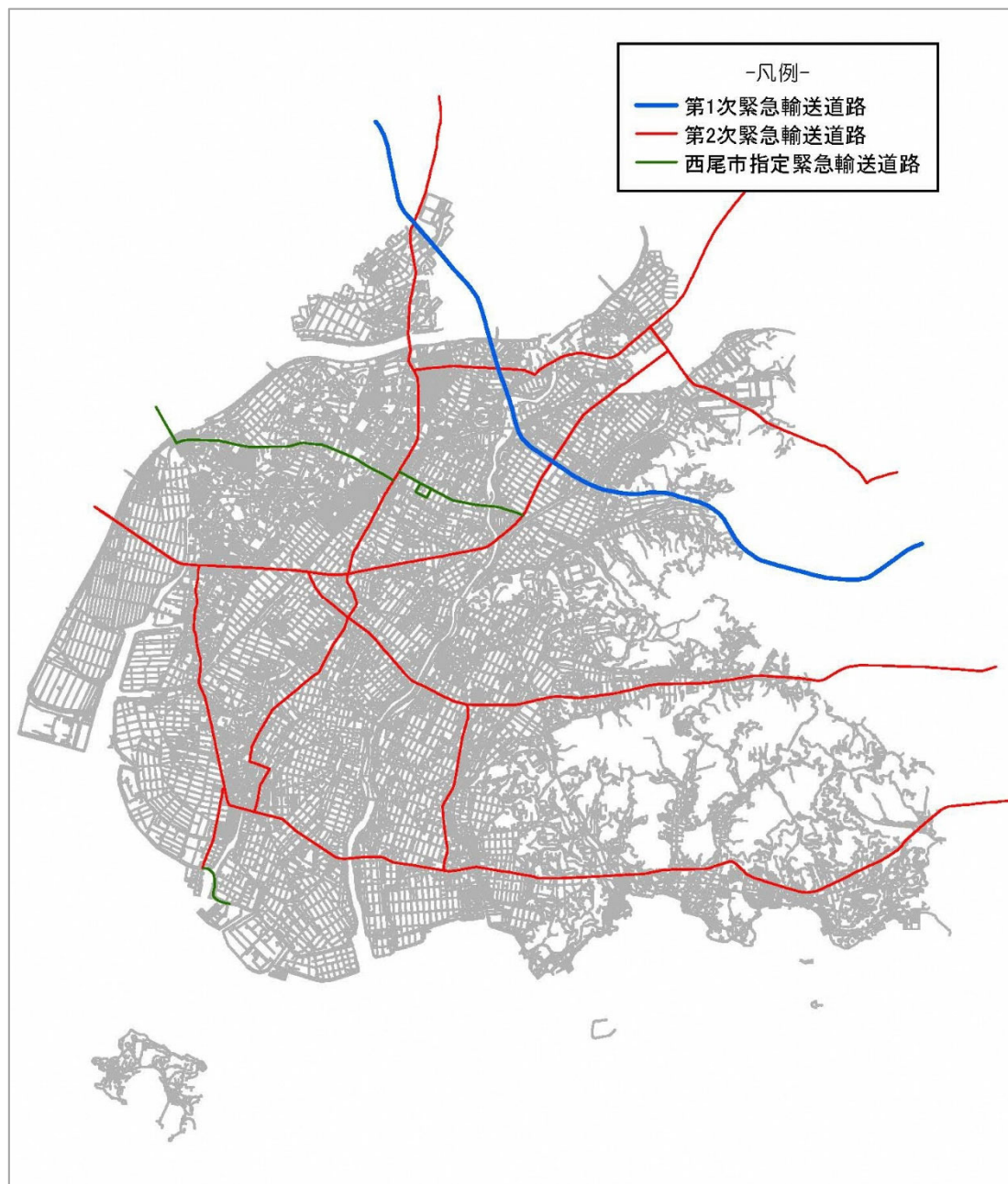
通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの。

3) 対象道路

地震発生時に通行を確保すべき道路として、愛知県及び本市が指定する道路は以下のとおりです。

計 画	道路種別	根 拠
愛知県耐震改修促進計画	第1次緊急輸送道路	法第5条第3項第2号
	第2次緊急輸送道路	法第5条第3項第3号
西尾市耐震改修促進計画	西尾市指定緊急輸送道路	法第6条第3項

図 2-2 緊急輸送道路



出典：愛知県地域防災計画、西尾市地域防災計画

2-4. 計画の方針

本計画では、住宅・建築物の耐震化の状況を整理するとともに、耐震化の促進に向けた課題等を踏まえ、耐震化の目標を設定します。

平成24年度に策定した前計画では、耐震化率の目標を愛知県と同じく令和2年度末で95%と定めていましたが、現在の耐震化率が86.2%と推計されており、目標の達成には至っていません。また、現在の愛知県全体の耐震化率は約91%であることから、県内の他市町村と比較しても耐震化率が低いことが伺えます。

住宅の耐震化の目標は、愛知県の定める新たな目標との整合性を図り、令和7年度までに住宅の耐震化率を95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消として、住宅の耐震化の促進に取り組みます。

さらに、減災化の目標については、前計画で取り組んできた人命を守るための住宅の減災対策の取組を更に促進していきます。また、住宅だけでなく、社会基盤としての建築物についても減災化の目標を設定し、住宅と建築物のそれぞれについて減災化の促進に取り組んでいきます。

2-5. 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

国・県の目標を踏まえ、令和7年度（中間目標）までに住宅の耐震化率の目標を95%、令和12年度（目標）までに概ね解消とすることを目標とします。

現状（令和2年度）	中間目標（令和7年度）	目標（令和12年度）
86.2%	95.0%	概ね解消

また、建て替えや耐震改修による耐震性のある建築物の増加や、耐震性が不十分な建築物の取壊しが、過去の実績と同様のペースで進行していったと仮定した場合（自然更新）、目標年における耐震化率は91.6%と推計されます。

図 2-3 住宅の耐震化の推移と目標

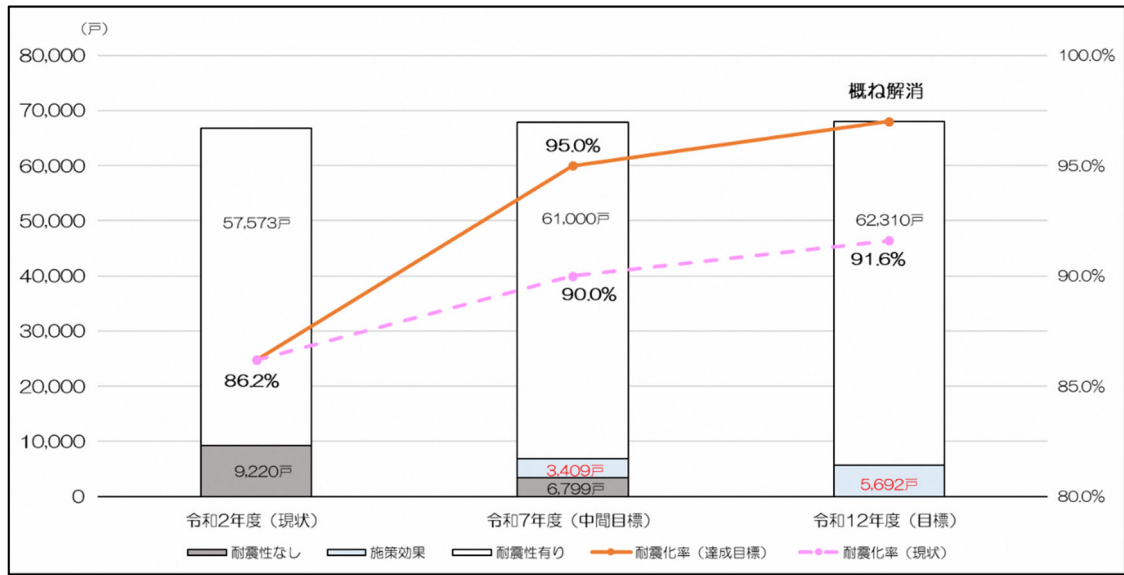


表 2-4 住宅の耐震化率（令和 7 年度）

単位：戸

種別	構造	総数 A	旧耐震基準		新耐震 基準 D	耐震性 を有する E=C+D	耐震化率 F=E/A
			B	耐震性あり と推定※ C			
戸建て	木造	43,889	11,593	5,557	32,296	37,853	86.2%
	非木造	10,005	1,282	836	8,723	9,559	95.5%
共同住宅	木造	4,597	207	68	4,390	4,458	97.0%
	非木造	9,307	637	459	8,670	9,129	98.1%
住宅合計		67,799	13,719	6,920	54,080	61,000	90.0%

表 2-5 住宅の耐震化率（令和 12 年度）

単位：戸

種別	構造	総数 A	旧耐震基準		新耐震 基準 D	耐震性 を有する E=C+D	耐震化率 F=E/A
			B	耐震性あり と推定※ C			
戸建て	木造	44,021	10,304	5,218	33,717	38,935	88.4%
	非木造	10,035	1,041	703	8,994	9,697	96.6%
共同住宅	木造	4,611	184	60	4,427	4,487	97.3%
	非木造	9,335	517	373	8,818	9,191	98.5%
住宅合計		68,002	12,046	6,354	55,956	62,310	91.6%

※耐震性ありと推計される戸数は P4 表中②と③の合計

（2）建築物の耐震化の目標

建築物の耐震化については、国・県の目標との整合性を図り、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化して目標を設定します。

区 分		目 標	現 状
要緊急安全確認大規模建築物		令和7年度までに 耐震性が不十分なものを概ね解消	耐震化率100% (8棟/8棟)
要安全確認計画記載建築物	防災上重要な建築物	令和7年度までに 耐震性が不十分なものを概ね解消	対象建築物なし
	通行障害既存耐震不適格建築物	令和12年度までに 耐震性が不十分なものを半数解消	対象建築物なし

（3）住宅・建築物の減災化の目標

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る

・現状の課題を踏まえて、本計画において、目標を達成するためにこれまでの取組をさらに強化する視点を以下に示します。

課題		強化する視点
課題1：工事費を低減する手法や支援等についての情報提供をする必要がある。	➡	A：高齢者に対して安価な耐震改修法の積極的な情報提供を進めること。
課題2：耐震診断から耐震改修へと「つなぐ」手法の検討をする必要がある。	➡	B：耐震診断員の耐震改修への働きかけへの取組を強化すること。
	➡	C：所有者への耐震改修事業に関する情報提供を積極的に進めること。
課題3：消極的な所有者に対する、普及・啓発の取組を進める必要がある。	➡	D：所有者に対する普及・啓発手法の検討を行うこと。
課題4：制度の周知及び所有者の危機意識の向上を図る取組を進める必要がある。	➡	E：所有者の意識を高める取組を進めること。
課題5：民間建築物の耐震化や減災化をさらに促進する取組について検討する必要がある。	➡	F：建築物の所有者向けの耐震・減災支援体制を強化すること。

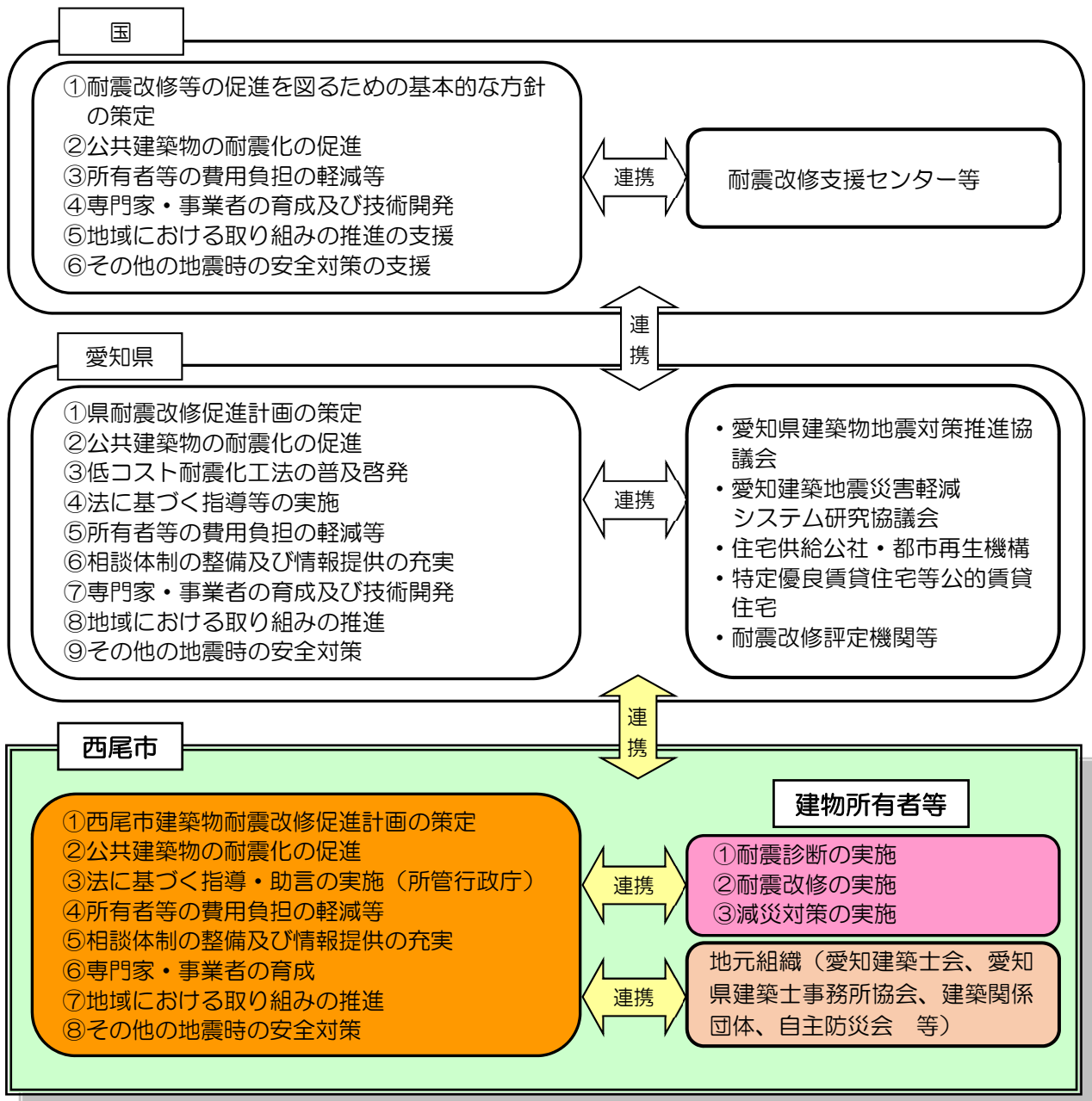
第3章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組

3-1. 耐震化及び減災化に向けた役割

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取組むことが不可欠です。

本市では、建物所有者等とともに、国、愛知県、建築関係団体と役割分担を図り、連携して耐震化及び減災化を支援します。

図 3-1 国・愛知県・西尾市・建物所有者等の役割分担



3-2. 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震化の目標である令和7年度に耐震化率95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消を達成するために、耐震診断や耐震改修、住宅除却に対する補助制度の活用を進め、耐震性が不十分な住宅の解消に向けた取り組みを実施していきます。

(1) 耐震診断の促進

旧耐震基準の住宅の耐震化を促進していくためには、まず自らの住宅の耐震性について知ってもらう事が重要です。本市では愛知県と連携して木造住宅の無料耐震診断事業を実施しており、非木造住宅の耐震診断費補助事業とあわせて、耐震診断を促進しています。

■木造住宅の無料耐震診断	
概 要	【診断対象】 次の①～④を満たす木造住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ②戸建て住宅、長屋、併用住宅 (併用住宅は1/2以上が住宅の場合) ③在来軸組工法又は伝統構法 ④前回の診断から5年以上経過している場合(再診断)

■非木造住宅の耐震診断費補助	
概 要	【診断対象】 次の①及び②を満たす非木造住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅 ②戸建て住宅、長屋、併用住宅及び共同住宅 (併用住宅は1/2以上が住宅の場合)

区分	内 容
既に実施中の施策	○木造住宅の無料耐震診断 ○非木造住宅の耐震診断費補助

（２）耐震改修の促進

耐震診断を実施した住宅の耐震性が不十分と評定された場合、積極的に耐震改修を実施してもらう必要があります。本市では、住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事費の補助を行っています。

耐震改修では高額な工事費が実施の妨げになることが多く、低廉な工事費によって所有者の費用負担が軽減されることが重要です。そこで、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（以下「減災協議会」という。P.37 参照）」で取り組む安価な耐震改修工法の普及を促進しています。

加えて、所有者に代わって工事施工者が補助金の受領までを代理で行うことができる代理受領制度は、所有者が用意する費用の軽減につながることから、導入を検討していきます。

■民間木造住宅耐震改修費補助	
概 要	【補助対象】 ・市が実施する無料耐震診断の判定値が 1.0 未満の住宅 【対象工事】 ・判定値を 1.0 以上かつ元の判定値に 0.3 を加算した数値以上とする耐震改修工事

区分	内 容
既に実施中の施策	○民間木造住宅耐震改修費補助 ○安価な耐震改修工法の周知
今後検討する施策	○民間非木造住宅耐震改修費補助 ○代理受領制度

（３）建替の促進

建築後相当年数を経過した旧耐震基準の住宅では、経年劣化による老朽化から耐震改修にかかる費用が増加する傾向にあり、住宅除却費の費用を補助することで、住宅の建て替えを促進しています。

また、本市では住宅の新築戸数に対して除却戸数が少ないことから、空き家が除却されないまま残り、震災の際に倒壊した家屋が通行人に危害を加えるおそれがあること等が問題となっています。こうした問題に対応するため、住宅の建替えや空き家の除却に伴う除却費用の補助制度の導入を検討します。

■民間木造住宅除却費補助

概 要	【補助対象】 ・市が実施する無料耐震診断の判定値が0.7未満の住宅 【対象工事】 ・延べ面積30平方メートル以上の対象住宅を、1棟全て除却する工事
-----	---

区分	内 容
既に実施中の施策	○民間木造住宅除却費補助
今後検討する施策	○民間木造住宅建替え費補助 ○空き家等の除却費補助

（４）耐震診断から耐震改修への円滑な移行支援

耐震診断によって倒壊の危険性が高いと判定された住宅の耐震改修が実施されるよう、耐震診断を実施した方向けのダイレクトメール等による耐震改修への働きかけを行い、愛知建築士会や愛知県建築士事務所協会と協力して、無料耐震相談会を実施しています。

区分	内 容
既に実施中の施策	○ダイレクトメール等による耐震改修に向けた働きかけ ○無料耐震相談会の実施

（５）リフォーム等にあわせた耐震改修の促進

耐震改修の必要性は理解していても、なかなか実行に移すことのできない所有者の方は多いですが、リフォームやリノベーションにあわせて耐震改修工事を行うことは、経費が軽減されること等から耐震改修の推進に期待ができます。

市内のリフォーム業者と連携することで、リフォームにあわせた耐震改修を促進しています。

区分	内 容
既に実施中の施策	○リフォーム業者と連携した耐震改修の促進
今後検討する施策	○ホームセンターや電気販売店等のリフォーム業者との連携

（6）その他支援策の周知

住宅の耐震改修を行った場合、所得税の特別控除や固定資産税の減額を受けることができます。本市では、これらの減税措置が円滑に活用できるよう、情報提供を行っています。

区分	内 容
既に実施中の施策	○住宅に係る耐震改修促進税制の円滑な実施

3-3. 建築物の耐震化の促進

建築物は都市機能や生活の基盤となるもので、公共建築物はもちろんのこと、民間の事務所や店舗、工場等の生産施設、病院や老人ホーム等の福祉施設等の様々な建築物を地震から守るとことは、利用者の生命を守るだけでなく、生活を守ることであることから、建築物の耐震化を促進する必要があります。

(1) 耐震診断の促進

旧耐震基準の建築物の耐震化を促進していくためには、まず建築物の耐震性について知ってもらう事が重要です。特に耐震診断義務付け建築物は、地震時における重要性から耐震性を早期に把握する必要があります。

多数の者が利用する建築物等である特定既存耐震不適格建築物についても、多くの人命や生活を守る観点から耐震診断の実施することは有効であるため、耐震診断補助事業を行うことにより、耐震診断を促進しています。

■特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助	
概 要	【診断対象】 ・昭和56年5月31日以前に着工された地震に対する安全性の無い以下の建築物 ①多数者利用建築物（学校、病院等） ②危険物貯蔵場等 ③沿道建築物（緊急輸送道路の通行障害になるもの）

区分	内 容
既に実施中の施策	○特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助

(2) 耐震改修の促進

耐震診断を実施した建築物の耐震性が不十分と判定された場合、利用者の人命や生活を守るために、耐震改修を実施していただく必要があります。特に、耐震診断義務付け建築物は、重点的に、耐震改修の実施を促していく必要がありますが、本市では、対象建築物の耐震化は全て完了しています。

多数の者が利用する建築物等である特定既存耐震不適格建築物においても耐震改修を実施することは有効であるため、耐震改修の専門家を派遣する事業や、建築物所有者に耐震化の重要性を理解してもらうための普及啓発活動を行っていきます。

区分	内 容
今後検討する施策	○耐震改修専門家派遣事業

3-4. 住宅の減災化の促進

経済的な理由等で住宅の耐震化が行えない場合であっても、“最低限、人命を守る”という観点から、住宅の耐震性を上げる工事や、耐震シェルター整備、家具の転倒防止などの選択肢を増やすことで、住宅の倒壊から命を守ることにつながることが期待されます。

(1) 段階的耐震改修の促進

耐震改修が進まない理由の一つに、工期や工事費が挙げられます。耐震改修工事は、“倒壊する可能性が高い”住宅を“一応倒壊しない”強度にする工事ですが、段階的耐震改修工事は、“倒壊する可能性がある”程度まで耐震性を上げることによって、住宅の倒壊の危険性を少しでも解消する減災対策です。

■民間木造住宅段階的耐震改修費補助	
概 要	【補助対象】 ・市が実施する無料耐震診断の判定値が 1.0 未満の住宅 【対象工事】 ◇1 段階目の改修 ・0.4 以下の判定値を 0.7 以上 1.0 未満とする耐震改修工事 ・各階の判定値が 1.0 未満の2階建て住宅の1階の判定値を 1.0 以上とする耐震改修工事 ◇2 段階目の改修 ・1 段階目の耐震改修を受けた住宅の判定値を 1.0 以上とする耐震改修工事

区分	内 容
既に実施中の施策	○民間木造住宅段階的耐震改修費補助

(2) 耐震シェルター整備の促進

高齢者世帯の住宅においては、住宅全体を耐震改修する工事費と住まい方のバランス等から、耐震改修に消極的な傾向にあります。そこで、住宅全体ではなく、寝室等の一部だけを重点的に補強することで、住宅の倒壊から人命を守ることでできる耐震シェルターの設置補助によって、減災化を進めています。

■民間木造住宅耐震シェルター整備補助

概 要	【補助対象】 - 市が実施する無料耐震診断の判定値が0.7未満の住宅 【対象工事】 - 住宅の一部に愛知県知事が指定する耐震シェルターを設置する工事
-----	--

区分	内 容
既に実施中の施策	○民間木造住宅耐震シェルター整備補助

（3）小規模改修の促進

耐震改修や段階的耐震改修では、耐震設計費用が負担になることから改修に踏み切れない方が見えるため、判定値の増加割合にかかわらず、耐震上有効な改修工事を行った場合の費用を補助することで、住宅の減災化を進めています。

■民間木造住宅小規模改修費補助

概 要	【補助対象】 - 市が実施する無料耐震診断の判定値が0.7未満の住宅 【対象工事】 - 居間、寝室等、長時間を過ごす部屋の補強工事 - 屋根を重い材料から軽い材料とする改修工事 - 壁の補強工事 柱、梁の結合部の剛性を上げる金物補強工事 - その他、市長が認める耐震上有効な改修工事
-----	---

区分	内 容
既に実施中の施策	○民間木造住宅小規模改修費補助

（4）家具の転倒防止の促進

家具等の転倒防止策が行われていない場合、地震時の死傷の原因となったり、倒れた家具が出入り口をふさぎ、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。

本市では、家具の転倒防止に関する知識をパンフレットやインターネット、自主防災会の防災訓練などを活用して周知を図り、家具等の転倒防止を促進します。

また、ご自身や家族で転倒防止金具の取り付けが困難な高齢者や障害者の方を対象に、家具転倒防止金具（器具）の取付けを支援しています。

■家具転倒防止金具取付事業	
概 要	【対象者】 ・ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 ・身体障害者又は精神障害者等 【対象事業】 ・家具転倒防止器具の購入費と設置費

区分	内 容
既に実施中の施策	○家具転倒防止金具取付事業 ○耐震診断時の耐震診断員によるアドバイス

（５）地震時の電気火災対策

地震後の火災の原因の多くは、電気火災によるものです。地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、分電盤やコンセントなどの電気を自動的に止める器具である感震ブレーカー（遮断機）の設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段です。

地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすこと等、地震時の電気火災対策の啓発に取り組みます。

区分	内 容
今後検討する施策	○地震時の電気火災対策の周知・啓発

3-5. 建築物の減災化の促進

建築物は都市機能や生活の基盤となるもので、建築物の倒壊から利用者の命だけでなく、機能を守ることで、人々の生活も守ることができます。災害発生後、速やかに社会活動が復旧できるようにするため、耐震改修を促進することはもちろんのこと、減災対策を促進することも重要です。

(1) 非構造部材の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず落下等により避難者や通行人、あるいは建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。

このため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやインターネット等で市民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

本市では、平成26年4月の建築基準法施行令の改正を受けて、大規模な空間がある公共施設の天井脱落対策工事を進めています。

区分	内 容
既に実施中の施策	○公共施設非構造部材耐震化対策工事
今後検討する施策	○落下防止対策のインターネット等による周知・啓発 ○建築物所有者への改善指導

(2) エレベーターの安全対策

地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じこめられるおそれがあります。

このため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図るとともに、愛知県及び建築関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進します。

区分	内 容
今後検討する施策	○建築物所有者への改善指導

3-6. 耐震・減災化に向けた環境整備

住宅・建築物の耐震化や減災化を促進するため、関係団体との連携を強化し、環境整備を推進します。

(1) 地震に強いまちづくり

耐震化の促進は、住宅・建築物の個々の所有者等が自主的・積極的に取組む必要がありますが、地震発生時の二次災害を防止するためには、町内会、自主防災会等の地域団体と企業、学校等の連携が重要になります。地域全体での耐震や減災に対する意識向上に努め、地震に強いまちづくりを進めます。

ア 地域と建築関係団体等との連携の促進

本市では、地域と建築関係団体との連携を促進するため、建築関係団体（愛知建築士会、愛知県建築士事務所協会）と自主防災会との連携で防災訓練時の無料相談会を開催しています。

また、地震後すぐに避難所の応急危険度判定を自発的に実施する旨の協定を建築関係団体と締結しています。

区分	内 容
既に実施中の施策	○防災訓練における無料相談会の実施、木造住宅の施工事例の紹介等 ○愛知建築士会、愛知県建築士事務所協会との応急対策活動支援協定

イ 耐震講座等の実施

地震に強い住まいづくりやまちづくりのために、住宅・建築物の耐震化や減災化の重要性について、西尾市防災カレッジや地域団体主催の勉強会、講演会等に、建築関係団体と連携して、専門家を講師として派遣することで、耐震化、減災化の意識が向上するよう啓発しています。

区分	内 容
既に実施中の施策	○西尾市防災カレッジへの講師派遣（建築関係団体） ○生涯学習出前講座への講師派遣（市職員）
今後検討する施策	○耐震化アドバイザーによる住宅の耐震化の促進 ○防災リーダーの養成、防災リーダーのネットワーク化の促進 ○防災リーダーへの耐震診断の重要性のPR

ウ 耐震診断ローラー作戦

旧耐震基準で建築された住宅で、まだ耐震診断を受診していない住宅の所有者等を対象に、「住宅の無料耐震診断ローラー作戦」を実施するなど、地域における耐震改修促進に向け、耐震性の重要性についての意識啓発を促進します。

耐震診断ローラー作戦は本市及び自主防災会、耐震診断員、建築関係団体等が連携し、次ページの手順で行っていきます。

区分	内 容
既に実施中の施策	○木造住宅の無料耐震診断ローラー作戦の実施 ○非木造住宅の耐震診断の促進PR ○住宅所有者に対して個別訪問の実施

図 3-2 耐震診断ローラー作戦の流れ



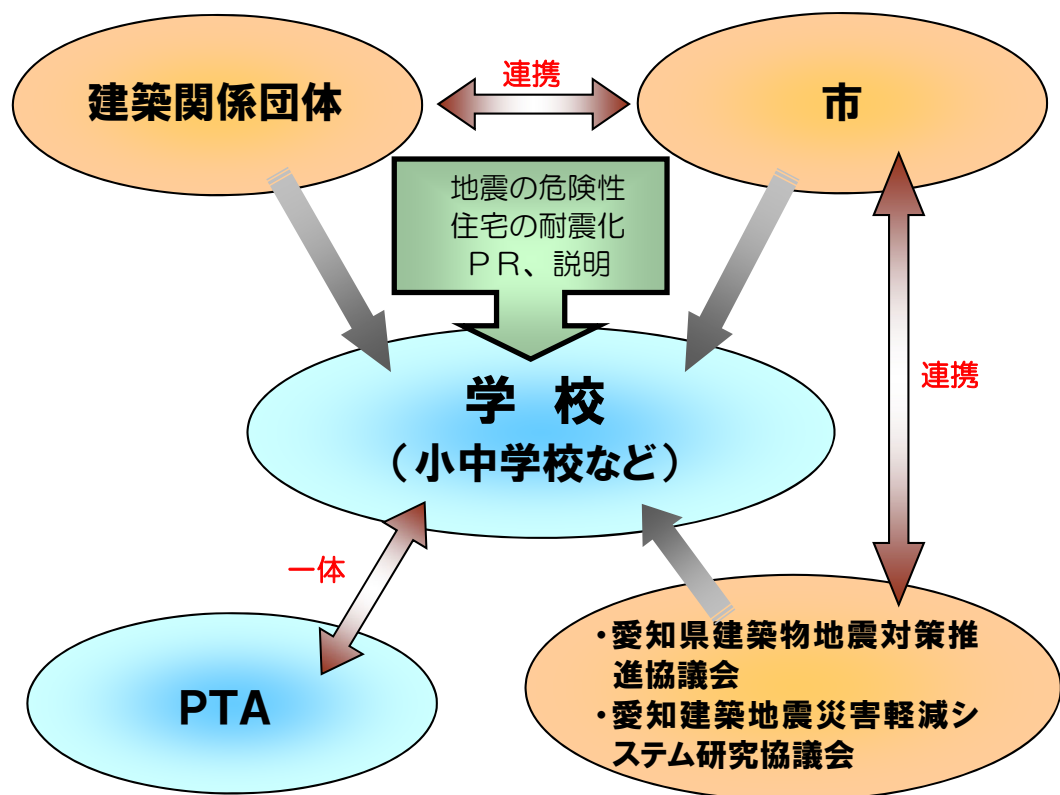
エ 学校教育と連携した取組

小中学校などの学校教育の中で、生徒に対して地震の危険性や、住宅の耐震化の必要性をPRすることで、耐震化促進につながる可以考虑されます。

本市では、平成30年度から防災リーダーとして活躍できる人材育成を目的とした「学校安全総合支援事業」を実施しました。

今後もPTA、建築関係団体、愛知県が主催する協議会等と連携を取り、学校教育での取り入れ方について引き続き検討を行います。

図3-3 学校と連携した耐震化の取組



区分	内 容
既に実施中の施策	○ PTA活動の一環としての普及啓発 ○ 耐震化まちづくり出前講座 ○ 防災出前講座 ○ 学校安全総合支援事業の実施 ○ 教材を使った住宅の耐震化必要性のPR ○ 通学路沿いブロック塀等の点検ローラー作戦の実施

オ 福祉と連携した取組

高齢者や障害者は、避難施設で生活することが非常に困難と想定されるので、居住する住宅の耐震化を愛知県やケアマネージャー等の福祉関係者と連携して、啓発・支援などの仕組みづくりを行います。

区分	内 容
既に実施中の施策	○災害時要援護者の登録
今後検討する施策	○高齢者・障害者等の住宅に対する福祉関係実務者との連携による啓発・支援などの仕組みづくりの検討

カ 市内企業との取組

企業が自ら所有する建築物の耐震化を行うことは必要なことですが、企業に勤務する従業員に対して住宅の耐震化の重要性をPRすることが望めます。

本市は、企業に勤務する従業員や周辺地域にも耐震診断、耐震改修のPRを実施する取組みについて支援します。

また、企業は、地域の経済活動の基盤や雇用を担う役割があり、社会的責任を担っています。震災により企業が被災した際、工場等の建築物の耐震化が図れていれば、未耐震に比べ復旧時間もより短くなり、社会的損失を軽減できると言われています。

このため、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努め、耐震化を進めていく必要があります。

本市は、西三河9市1町等で組織する西三河防災研究会での勉強会等を踏まえ、事業継続計画（BCP）に関する情報提供を行いました。また、震災による損害を最小限にとどめるため、愛知県及び西三河防災研究会と連携し広域的な事業継続計画（BCP）を策定しました。

区分	内 容
既に実施中の施策	○市内企業への耐震診断・耐震改修のPR ○事業継続計画（BCP）に関する情報提供 ○広域的な事業継続計画（BCP）の策定

（2）耐震化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のためには、建築関係団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

ア 愛知県や他行政庁との連携

愛知県及び他行政庁で定期的に耐震化・減災化に関する意見交換会を実施し、各市町村の好事例の取り組みや課題を共有することで、好事例の展開や課題の解決などを、県内行政庁と連携して進めていきます。

区分	内 容
既に実施中の施策	○愛知県や他の所管行政庁との連絡・協議体制の整備

イ 愛知県建築物地震対策推進協議会との連携

愛知県では、建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、愛知県及び県内54市町村、愛知建築士会をはじめとする11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）」が設置されています。

本市では、推進協議会と連携し、耐震化の体制の充実として、関係技術者の資質の向上、建築物の所有者に対する啓発・普及活動、専門家の育成等を一層促進します。

区分	内 容
既に実施中の施策	○あいち耐震改修推進事業者制度の実施 ○耐震改修推進講習会の実施 ○耐震診断技術員の育成支援

ウ 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会との連携

愛知県では、建築物における地震災害軽減についての研究成果を広く普及し、県内の建築地震災害の軽減につながることを目的として、愛知県及び名古屋市、名古屋大学をはじめとする県内国立3大学、愛知建築士会をはじめとする6の建築関係団体で構成される「減災協議会」が設置されています。

減災協議会では、大学の研究及び施設を活用した実証実験などによる安価な耐震改修工法の開発や企業が開発した新工法の評価などを行ってきました。住宅の耐震改修を促進するには、安価な耐震改修工法を普及することが重要です。

本市は、安価な耐震改修工法をはじめとする減災協議会の成果の普及を促進し、住宅の所有者がより容易に耐震化を実施できるように取り組んでいます。

＜第 3 章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組＞

区分	内 容
既に実施中の施策	○減災協議会実施事業（安価な耐震改修工法、専門家派遣等）の普及・促進

（3）耐震化及び減災化に向けた啓発・知識の普及

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する理解と協力を得るため、市民に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

ア 西尾市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる耐震化の促進

本計画に定めた住宅耐震改修の目標達成に向け、住宅の耐震化を強力に推進する行動計画として、平成30年4月に西尾市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定しました。

当該プログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化強力に推進します。

区分	内 容
既に実施中の施策	○西尾市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる耐震化促進

イ 啓発資料・インターネット等・PRパネルを活用した情報提供

地震の危険性や耐震診断・耐震改修の手法を記載したパンフレットを配布し、耐震化の重要性について意識啓発に努めています。併せて市ホームページにて耐震診断や耐震改修などの補助制度を一覧にしたパンフレットを掲載するなど、インターネット等を活用した啓発を行っています。また、建設関係団体等との連携により開催する耐震フェアを、内容説明やパネル展示による情報提供の場として活用します。

区分	内 容
既に実施中の施策	○パンフレット・チラシの配布 ○広報にしおにおいて、制度概要の周知 ○耐震シェルターの展示 ○ケーブルテレビにおいてPR ○インターネット等による啓発資料の情報提供 ○自主防災会が開催する防災訓練で無料耐震診断のPR ○PRパネルの作成・活用 ○耐震化に関する出前講座などのメニューの充実



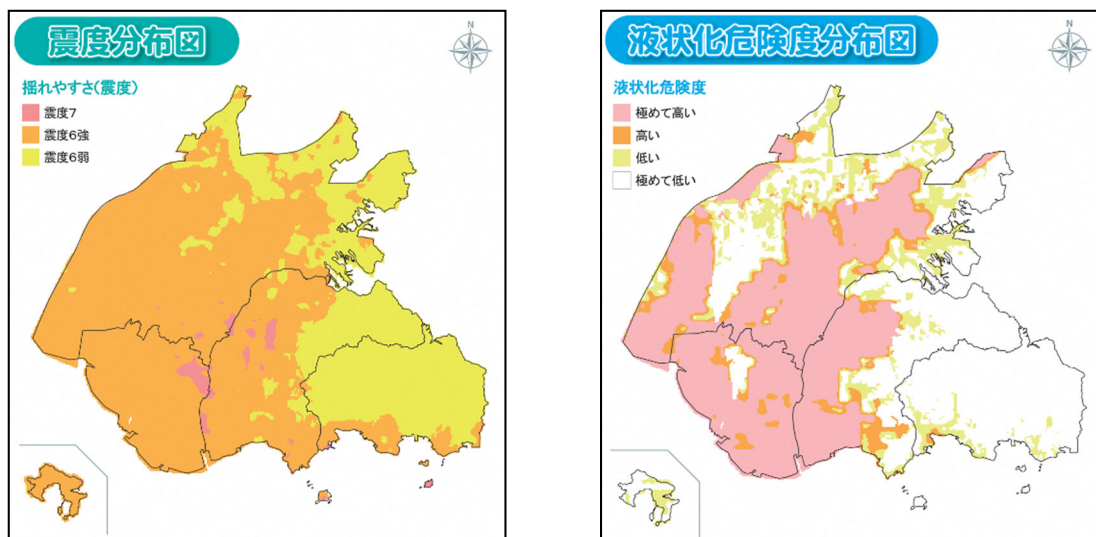
ウ 揺れやすさ・液状化危険度マップの作成・公表

市民や、建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、平成 26 年 5 月に愛知県から公表された「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（過去最大地震モデル）」を元に、本市全域における、地震による危険性の程度を示す地図「震度分布図・液状化危険度マップ」を作成し、ハザードマップに掲載しました。

「震度分布図・液状化危険度分布図」はインターネット等で公表し、市民に情報提供を行っています。

区分	内 容
既に実施中の施策	○「震度分布図・液状化危険度分布図」の作成、インターネット等での公表・配布

図 3-4 震度分布図・液状化危険度分布図



出典：「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月公表）過去地震最大モデル

7. 建築物に対する指導等について

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

本市は、愛知県との連携を図り、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施し、耐震化を促進します。

※本市が所管行政庁として、指導・助言を行う特定既存耐震不適格建築物は、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に規定される、小規模な建築物（4 号建築物）が対象

第4章 その他関連する施策等

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。過去の地震でも敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、その他の関連する対策を促進します。

(1) ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等が倒壊すると、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路を閉塞して避難や救援活動に支障をきたしたりするおそれがあります。このため、倒壊のおそれのあるブロック塀等の危険性を市民に周知するとともに、撤去費を補助することで危険なブロック塀等の解消を進めています。

■ブロック塀等撤去費補助事業	
概 要	【補助対象】 ・ 公共施設に面する組積造の塀で、道路からの高さが1 m以上かつ組積造の部分が80cmを超えるもの。 【対象工事】 ・ 組積造部分の高さ80cm以上を撤去する工事 【対象路線】 (重点路線) ・ 小中学校の児童・生徒が集団で通学するための道として各学校が定める通学路 ・ 住宅や事業所等から指定緊急避難所へ至る避難路 (一般路線) ・ 重点路線以外の道

区分	内 容
既に実施中の施策	○ブロック塀等撤去費補助事業 ○ブロック塀安全対策の周知・啓発

（２）狭あい道路の拡幅

幅員の狭い道路は、建築物の倒壊などによって道路が閉塞し、消防車や救急車などの緊急車両が通行できなくなり、消防・救急活動に影響を与える可能性が高くなります。このような地域では狭あい道路の拡幅など、道路空間の確保を行い、避難・防災活動がしやすいまちづくりを図ることが必要です。

区分	内 容
既に実施中の施策	○狭あい道路の事前協議及び拡幅事業
今後検討する施策	○狭あい道路沿いの住宅の耐震化の促進

（３）土砂災害に対する安全対策

本市では、これまでの大規模地震で敷地の崩壊などによる被害が発生していることから、市民に対してパンフレット等でがけ地の危険性等に関する知識の啓発を行なっています。

大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じる可能性がある大規模盛土造成地での被害を未然に防止又は軽減を図るため、大規模盛土造成地の調査を行い、調査結果を公表しています。

特に土砂災害による危険性が高い土砂災害特別警戒区域内の住宅等については、土砂災害対策改修工事費を補助することで、住民の生命の安全確保に努めています。

区分	内 容
既に実施中の施策	○大規模盛土造成地マップの公表 ○土砂災害対策改修費補助事業

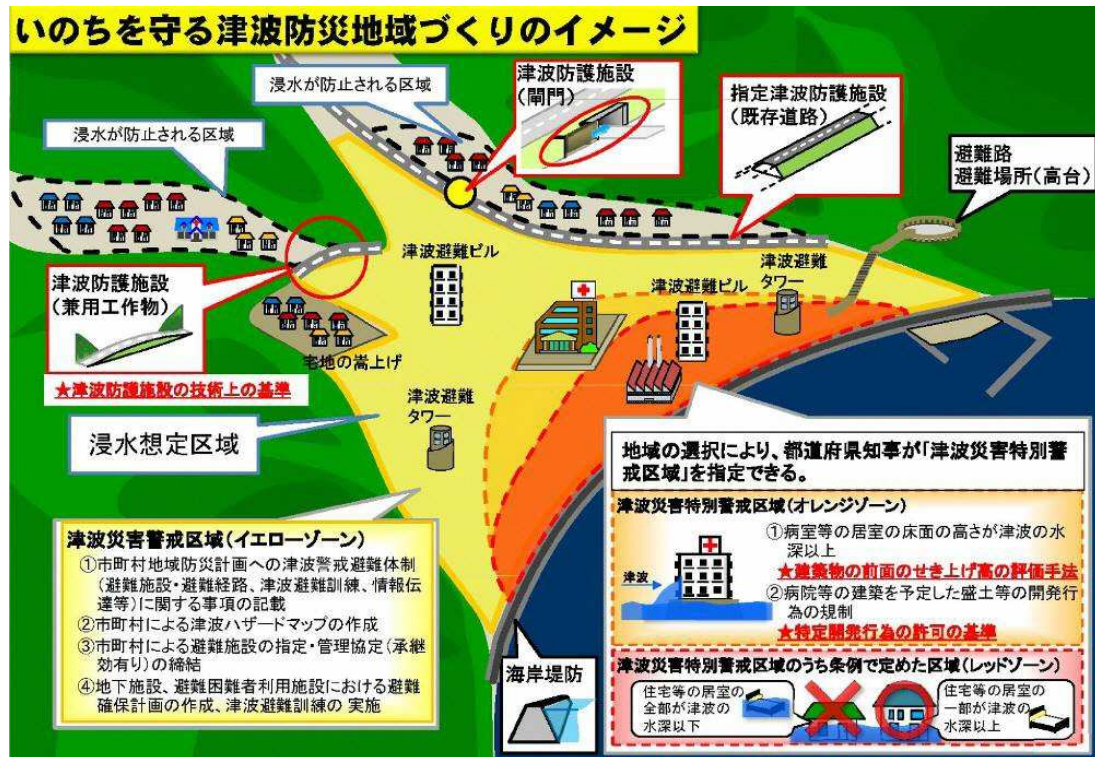
（４）津波災害に対する安全対策

本市では、大規模地震時に広範囲の津波被害が想定され、市民の生命・身体に危害が生じるおそれがあります。そこで、津波ハザードマップや町内会ごとの緊急避難ルートを市ホームページに公表し、津波に対する危険性の周知を行っています。

また、津波避難タワーの建設を進めることで、津波による人的被害の防止に努めています。

区分	内 容
既に実施中の施策	○西尾市津波ハザードマップの公表 ○一時避難所、緊急避難ルートの周知 ○津波避難タワーの建設

図 4-1 いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



出典：津波防災地域づくりに関する法律について（国土交通省）

（5）宅地の液状化に対する安全対策

東北地方太平洋沖地震においては、震源から遠く離れた東京湾周辺でも地盤の液状化現象が発生し、多くの住宅や道路などで地盤沈下等の被害がみられました。

本市でも、液状化危険度の高いエリアが広がっているため、「液状化ハザードマップ」による危険度の高い地域の周知や、宅地における液状化対策方法等に関する情報について広く普及啓発を進めていきます。

区分	内 容
既に実施中の施策	○液状化被害・対策のパンフレットによる周知・啓発

（６）新耐震基準の安全対策

耐震性のある新耐震基準の住宅においても、今後、建築後年数が経過することに伴って、劣化が進行することから、劣化箇所を把握し、補修をしていくことで耐震性能を維持していくことが重要です。定期的な住宅の点検を実施することを推奨していきます。

区分	内 容
今後検討する施策	○新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の周知

（７）南海トラフ地震臨時情報の周知

平成29年11月から、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を気象庁が発表することになりました。

本市は、平時から、南海トラフ地震臨時情報の制度や臨時情報が発表された際の地震への備え等を市民に対し周知し、臨時情報の発表時に適切な行動がとれるよう普及啓発を進めていきます。

区分	内 容
今後検討する施策	○南海トラフ地震臨時情報の周知

（８）瓦屋根の安全対策

耐風性能が十分ではない瓦屋根が強風災害時に被害を受けることで、住宅に居住する方が安全に生活できなくなるおそれがあります。このため、耐風性能が十分ではないおそれのある既存住宅の瓦屋根の耐風性能の診断をし、危険性があると判断された屋根の改修費を補助することで危険な瓦屋根の解消を進めています。

区分	内 容
既に実施中の施策	○瓦屋根耐風対策費補助事業

第5章 計画達成に向けて

5-1. 取組・施策等の進捗状況のフォローアップ

計画の達成に向けて、対象建物ごとに、以下のとおり耐震化の進捗状況の確認を行っています。

ア 住宅

耐震診断・耐震改修費補助の実績や課税台帳、住宅・土地統計調査を参考に進捗状況の確認を年度ごとに行い、目標の達成度を測る「ものさし」として、住宅の耐震化率を測ります。

イ 特定既存耐震不適格建築物

民間の特定既存耐震不適格建築物については所管行政庁として本市及び愛知県と、公共施設の特定既存耐震不適格建築物については公共施設管理者等と、連絡・協議体制を利用して、特定既存耐震不適格建築物台帳等により進捗管理を行いながら、年度ごとに耐震診断・改修の進捗状況の確認を行います。

ウ 市有建築物

施設管理者と連携し、耐震診断・耐震改修の進捗状況の確認を年度ごとに行います。

5-2. 計画の見直し

本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間ですが、この間の社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、耐震化の進捗状況の確認とともに、年度ごとに目標数値との比較検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

特に本計画の中間年である令和7年度には、進捗状況の確認を行うとともに、関連計画や課税台帳及び住宅・土地統計調査等との照査を行い、本計画の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化及び減災化を促進します。

また、愛知県で実施する東海・東南海・南海地震等の連動発生を想定した被害予測調査の結果をもとに、必要に応じて計画を見直します。

参考資料 目 次

参考1. 用語の定義	47
参考2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の割合	50
参考3. 市有建築物の耐震化の状況	51
参考4. 津波一時待避所	56
参考5. 関連法令等	58

参考 1. 用語の定義

耐震改修促進法	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」のこと。
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
旧耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日の耐震基準の見直し以前に用いられていた耐震基準。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。
新耐震基準	昭和 53 年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された耐震基準。 建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度 6 強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。
耐震性がある	大地震に対し、新耐震基準と同レベルの耐震性能を持つこと。耐震性のある建物は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れが少ないと考えられる。
耐震性が不十分	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された建物のうち、耐震診断の結果、新耐震基準と同レベルの耐震性能を持たないことが判定されたもの、及び耐震診断が未実施であるために耐震性能が不明なもの。
耐震化	耐震性が不十分な建物を、耐震改修等により耐震性がある建物とすること。
耐震化率	すべての建物のうちの、耐震性がある建物（新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性ありとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
耐震化率	$\frac{\text{新耐震基準の建物} + \text{耐震診断で耐震性ありの建物} + \text{耐震改修済の建物}}{\text{すべての建物}}$

特定既存耐震不適格建築物 昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建設され、多数の者が利用するなど一定の用途で一定の規模以上の建築物。(耐震改修促進法で耐震診断・改修の実施について努力義務が課せられている建築物。)

民間特定既存耐震不適格建築物 特定既存耐震不適格建築物のうち、建物所有者が民間である場合

減災化 震災など、大自然災害を完全に封止することができる思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方

応急危険度判定 大規模災害発生である大地震や余震により被災した建築物を調べ、その後発生するさらなる余震などによる倒壊の危険性、外壁、看板や窓ガラスなどの落下、付属設備・機器の転倒・落下などの危険度の判定

自主防災会 主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体

BCP Business Continuity Plan の略。企業が災害や事故により被害を受けた場合に重要な業務が中断しない、または中断しても短い期間で再開できる様に準備する計画

狭あい道路 幅員 4 メートル未満の道路で、建築基準法第 42 条第 2 項の規定により同条第 1 項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして特定行政庁に指定されたもの

判定値 住宅の耐震診断の結果で、建物の地震に対する強さを表す数値。診断の結果、判定値が 1.0 以上の場合、一応倒壊しないとされている。判定値ごとの判定は下表の通り。

判定値	判 定
1.5 以上	倒壊しない（安全と思われるが、今後とも維持管理を十分に行う）
1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない（専門家による耐震診断を受け、耐震性を確認する）
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある（専門家による耐震診断を受け、耐震性を確認する）
0.7 未満	倒壊する可能性が高い（専門家による耐震診断を受け、補強方法について相談する）

特定行政庁 建築基準法関係の事務を行う役所を「特定行政庁」という。愛知県 内では愛知県のほか6市が該当する。特定行政庁は、建築主事を置いている。

限定特定行政庁 小規模な建築物（4号建築物）に限り事務を行う役所を「限定特定行政庁」といい、県内 11 市が該当する。西尾市はこの限定特定行政庁に該当する。

特定行政庁や限定特定行政庁は、自らが行う建築確認等の事務についてそれぞれが独立した権限を持って行っている。

4号建築物 建築基準法第6条第1項第4号に規定される建築物であって、具体的には、次の①又は②の条件に当てはまるものをいう。

①木造の場合（以下の全てに該当すること）

- ・ 2階建て以下
- ・ 延べ面積 500 m²以下
- ・ 高さ 13m以下かつ軒の高さが9m以下

②木造以外の場合（以下の全てに該当すること）

- ・ 1 階建て
- ・ 延べ面積 200 m²以下

なお、劇場など不特定多数の人が出入りするような用途の部分が 200 m²を越える場合には、①や②に該当していても4号建築物とされない。

所管行政庁 耐震改修促進法に規定されるもので、建築主事を置く市町村については当該市町村の長をいい、その他の市町村については都道府県知事をいう。

よって、西尾市内に立地する建築物に対しては、4号建築物については西尾市が、その他の建築物については愛知県が、所管行政庁となり、耐震改修促進法における指導・助言についての法権限を有する。

参考2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の割合

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、用途ごとの現況と目標、建築物棟数及び耐震化率については、以下の通りです。

表 2-1 多数の者が利用する建築物の現況と目標

分類		現況（令和2年度）			目標（令和12年度）		
		市有	民間	全体	市有	民間	全体
① 災害応急対策活動に必要な公共及び民間施設	災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 （庁舎、警察署、消防署、保健所等）	87.5%	-	87.5%	100%	-	100%
		※7/8	0/0	7/8	8/8	0/0	8/8
	地域防災計画有り 救護建築物 （災害拠点病院、救急病院、救急診療所）	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		1/1	3/3	4/4	1/1	3/3	4/4
	避難所指定の建築物 （学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、体育館等）	99.1%	100%	99.1%	100%	100%	100%
		※105/106	10/10	115/116	106/106	10/10	116/116
	地域防災計画無し 災害時要援護者のための建築物 （老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等）	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		2/2	5/5	7/7	2/2	5/5	7/7
	避難所指定のない教育建築物 （学校、幼稚園、保育所）	100%	50.0%	93.8%	100%	100%	100%
		8/8	1/2	9/10	8/8	2/2	10/10
	救護建築物 （救急病院、救急診療所）	-	93.8%	93.8%	-	100%	100%
		0/0	15/16	15/16	0/0	16/16	16/16
② ①以外の公共施設	公共建築物 （博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等）	92.3%	-	92.3%	100%	-	100%
		※12/13	0/0	12/13	13/13	0/0	13/13
	上記以外の公共建築物 （公営住宅を除く）	66.7%	-	66.7%	100%	-	100%
		2/3	0/0	2/3	3/3	0/0	3/3
	公営住宅	100%	-	100%	100%	-	100%
		20/20	0/0	20/20	20/20	0/0	20/20
③ ①以外の民間施設	民間建築物 （劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等）	-	86.4%	86.4%	-	90.9%	90.9%
		0/0	95/110	95/110	0/0	100/110	100/110
	賃貸共同住宅	-	59.2%	59.2%	-	90.3%	90.3%
		0/0	61/103	61/103	0/0	93/103	93/103
合 計		97.5%	76.3%	84.6%	100%	92.0%	95.1%
		157/161	190/249	347/410	161/161	229/249	390/410

※ 除却予定の建築物含む。

凡 例
上段：耐震化率（％）
下段：（耐震化されている棟数）／ （特定既存耐震不適格建築物全棟数）

参考3. 市有建築物の耐震化の状況

昭和 56 年以前に建築された市有建築物 98 施設の耐震診断及び耐震改修の状況を下表に示します。

表 3-1 多数の者が利用する市有建築物の耐震診断・耐震改修状況表

No	施設名称	棟名称	建築年月	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震診断	診断結果	改修工事
1	吉良支所	旧本庁舎	S31/7	SRC3	1,121	診断済	要改修	取壊予定
2	旧佐久島観光ホテル	本館	不明	RC3	1,036	未診断	—	未定
3	吉良町公民館	本棟	S49/5	RC3	3,067	診断済	要改修	取壊予定
4	コミュニティ公園	体育館棟	S50	S1	1,329	診断済	要改修	取壊予定
5	市営元屋敷住宅	A 棟	S46	RC4	1,289	診断済	要改修	改修済
		B 棟	S47	RC4	1,435	診断済	要改修	改修済

表 3-2 市有建築物の耐震診断・耐震改修状況表

No	施設名称	棟名称	建築年月	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震診断	診断結果	改修工事
1	一色支所	支所庁舎	S42/10	RC5	3,644	診断済	要改修	改修済
2	吉良支所	旧増築庁舎	S49/12	RC2	615	診断済	要改修	取壊予定
		旧本庁舎	S31/7	SRC3	1,121	診断済	要改修	取壊予定
		車庫・書庫	S53/12	RC2	365	診断済	改修不要	—
3	幡豆支所	支所庁舎	S53/10	SRC3・地下1	2,725	診断済	要改修	改修済
4	消防署 西分署	消防庁舎	S42/2	SRC2	325	診断済	要改修	改修済
5	消防署 北出張所	消防庁舎	S56/1	RC2	358	診断済	要改修	改修済
6	消防署 吉良分署	消防庁舎	S56/2	RC2	489	診断済	要改修	改修済
7	にしお市民活動センター	本館	S43/3	RC3	660	診断済	要改修	改修済
		軽運動室	S43/3	RC1	253	診断済	改修不要	—
8	旧佐久島観光ホテル	本館	不明	RC3	1,036	未診断	—	未定
9	佐久島開発総合センター	本館	S56/11	RC2	661	診断済	改修不要	—
10	西尾小学校	普通教室棟 A	S46/3	RC3	942	診断済	要改修	改修済
		普通教室棟 B	S47/1	RC3	1,589	診断済	要改修	改修済
		普通特別教室棟	S52/3	RC4	1,832	診断済	要改修	改修済
11	花ノ木小学校	管理・特別教室棟	S44/3	RC3	1,295	診断済	要改修	改修済
		屋内運動場	S56/3	RC1	1,050	診断済	要改修	要改修
12	ハツ面小学校	管理教室棟	S47/1	RC3	1,585	診断済	要改修	改修済
		普通教室棟 A	S48/2	RC3	1,403	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟	S49/2	RC3	492	診断済	要改修	改修済
		普通教室棟 B	S53/3	RC1	1,059	診断済	要改修	改修済
13	米津小学校	管理教室棟	S54/3	RC3	2,880	診断済	改修不要	—
		特別教室棟	S55/3	RC3	1,280	診断済	改修不要	—
		屋内運動場	S55/3	S1	1,041	診断済	改修不要	—
14	平坂小学校	普通教室棟 A	S45/1	RC1	317	診断済	要改修	改修済
		普通教室棟 B	S46/3	RC3	2,385	診断済	要改修	改修済
		管理教室棟・渡り廊下	S48/2	RC3	1,072	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟・渡り廊下	S49/2	RC3	907	診断済	要改修	改修済
15	矢田小学校	管理・特別教室棟 A	S44/12	RC2	1,020	診断済	要改修	改修済

No	施設名称	棟名称	建築年月	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震診断	診断結果	改修工事
15	矢田小学校	管理・特別教室棟 B	S48/12	RC1	487	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟 A	S56/2	RC2	805	診断済	改修不要	—
		特別教室棟 B	S56/2	RC3	601	診断済	要改修	改修済
16	寺津小学校	管理・普通教室棟	S56/2	RC3	1,540	診断済	改修不要	—
		便所・階段	S56/2	RC3	200	診断済	改修不要	—
17	福地南部小学校	普通教室棟	S50/3	RC3	920	診断済	要改修	改修済
		管理教室棟	S52/3	RC3	1,663	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟	S53/3	RC3	1,033	診断済	要改修	改修済
18	福地北部小学校	普通教室棟	S54/3	RC3	1,807	診断済	改修不要	—
		特別教室棟	S55/3	RC3	1,404	診断済	改修不要	—
19	室場小学校	管理・普通教室棟	S54/3	RC3	2,637	診断済	要改修	改修済
		屋内運動場	S54/12	S1	891	診断済	要改修	改修済
20	三和小学校	教室棟	S44/2	RC3	679	診断済	要改修	改修済
		管理・特別教室棟	S44/12	RC3	1,678	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟	S53/3	RC3	1,262	診断済	要改修	改修済
21	西尾中学校	管理・教室棟・倉庫	S42/3	RC3	2,228	診断済	要改修	改修済
		屋内運動場	S44/3	RC2	868	診断済	要改修	改修済
22	鶴城中学校	教室棟	S53/3	RC3	1,879	診断済	要改修	改修済
23	平坂中学校	管理教室棟	S50/3	RC3	2,408	診断済	改修不要	—
		特別教室・普通教室棟	S51/2	RC3	2,930	診断済	改修不要	—
24	寺津中学校	管理教室棟	S54/3	RC3	2,072	診断済	改修不要	—
		屋内運動場	S48/2	RC2	1,222	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟	S55/3	RC3	1,356	診断済	改修不要	—
25	福地中学校	教室棟	S47/1	RC3	1,154	診断済	要改修	改修済
		管理教室棟	S48/2	RC3	1,575	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟	S49/2	RC3	525	診断済	要改修	改修済
26	東部中学校	管理教室棟	S41/3	RC3	1,012	診断済	要改修	改修済
		管理教室棟	S42/3	RC3	1,587	診断済	要改修	改修済
		教室棟	S42/5	RC2	952	診断済	要改修	改修済
		屋内運動場・部室	S44/3	RC2	840	診断済	要改修	改修済
27	一色中部小学校	教室棟	S54/3	RC3	2,446	診断済	要改修	改修済
		管理棟	S55/2	RC2	1,659	診断済	改修不要	—
		屋内運動場	S55/1	RC2	874	診断済	要改修	改修済
28	一色東部小学校	管理教室棟	S46/3	RC2	860	診断済	要改修	改修済
		管理教室棟	S53/2	RC3	399	診断済	要改修	改修済
		管理教室棟	S53/5	RC3	263	診断済	要改修	改修済
29	一色西部小学校	教室棟	S44/3	RC2	612	診断済	要改修	改修済
		教室棟	S45/2	RC3	1,205	診断済	要改修	改修済
		普通教室棟	S50/3	RC2	387	診断済	改修不要	—
		普通教室棟	S50/5	RC2	385	診断済	改修不要	—
		普通教室棟	S50/5	RC2	15	診断済	改修不要	—
		管理棟	S54/2	RC2	1,099	診断済	要改修	改修済
		屋内運動場	S56/3	RC2	869	診断済	要改修	改修済
30	一色南部小学校	教室棟	S48/3	RC3	1,154	診断済	要改修	改修済
		教室棟	S48/5	RC3	518	診断済	要改修	改修済
		教室・管理棟	S48/5	RC4	2,117	診断済	要改修	改修済
		屋内運動場	S49/9	RC1	833	診断済	改修不要	—

No	施設名称	棟名称	建築年月	構造・階数	延床面積(m ²)	耐震診断	診断結果	改修工事
31	佐久島小学校	教室・管理棟	S56/3	RC2	792	診断済	改修不要	—
32	一色中学校	普通教室棟	S52/3	RC3	2,093	診断済	要改修	改修済
		普通教室棟	S53/2	RC3	2,412	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟	S53/2	RC3	1,542	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟	S53/5	RC3	583	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟	S53/5	RC3	1,735	診断済	要改修	改修済
33	佐久島中学校	教室・管理棟	S56/3	RC2	814	診断済	改修不要	—
		特別教室棟	S56/3	RC1	128	診断済	改修不要	—
34	横須賀小学校	教室・管理棟	S48/1	RC3	2,099	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟	S48/7	RC2	602	診断済	要改修	改修済
		渡り廊下	S48/7	RC2	50	診断済	要改修	改修済
		屋内運動場	S56/3	RC2	1,018	診断済	要改修	改修済
35	津平小学校	管理・教室棟	S52/12	RC3	1,800	診断済	要改修	改修済
		管理・教室棟	S56/12	RC3	556	診断済	要改修	改修済
36	荻原小学校	管理・特別・普通教室棟	S51/8	RC3	1,458	診断済	要改修	改修済
37	吉田小学校	管理・普通教室棟	S54/3	RC3	1,541	診断済	改修不要	—
		特別教室棟	S54/3	RC3	1,440	診断済	改修不要	—
38	白浜小学校	普通・特別教室・管理棟	S54/12	RC3	1,909	診断済	要改修	改修済
39	吉良中学校	特別教室棟	S43/9	RC3	1,474	診断済	要改修	改修済
		教室棟	S42/3	RC3	1,327	診断済	要改修	改修済
		教室棟	S42/9	RC3	1,548	診断済	要改修	改修済
		管理・特別教室棟	S43/3	RC3	3,144	診断済	要改修	改修済
		渡り廊下2棟	S43/9	RC2	93	診断済	要改修	改修済
		屋内運動場	S45/3	RC2	1,592	診断済	要改修	改修済
		卓球場	S45/7	RC2	800	診断済	要改修	改修済
40	幡豆小学校	教室管理棟	S48/3	RC3	1,624	診断済	要改修	改修済
		教室棟	S48/5	RC3	2,489	診断済	要改修	改修済
41	東幡豆小学校	管理・教室棟	S46/3	RC3	3,457	診断済	要改修	改修済
		器具庫棟	S47/3	S1	239	診断済	要改修	改修済
42	幡豆中学校	管理教室棟	S41/10	RC3	2,146	診断済	要改修	改修済
		教室棟	S41/10	RC3	1,086	診断済	要改修	改修済
		特別教室棟	S41/10	RC3	841	診断済	要改修	改修済
		武道場	S46/8	RC2	300	診断済	要改修	改修済
		プール附属棟	S46/8	RC2	197	診断済	要改修	改修済
43	中央ふれあいセンター	南棟(旧青年の家)	S46/3	RC3	938	診断済	要改修	改修済
		北棟(旧働く婦人の家)	S46/4	RC3	893	診断済	要改修	改修済
44	一色地域文化広場	一色町公民館	S56/10	SRC3	4,682	診断済	要改修	改修済
45	吉良町公民館	本棟	S49/5	RC3	3,067	診断済	要改修	取壊予定
46	幡豆公民館	本棟	S46/4	RC2	830	診断済	要改修	改修済
47	文化会館	文化会館	S55/11	RC3	8,421	診断済	要改修	改修済
48	西尾市資料館(歴史公園)	資料館	S52/8	RC1	567	診断済	改修不要	—
49	市立図書館	事務所棟	S42/3	RC2	462	診断済	要改修	改修済
		おもちゃ館	T15/1	W1	62	診断済	文化財	—
50	文化財収納施設	収蔵庫棟	S43/3	S1	520	診断済	改修不要	—
51	一色町体育館	体育館	S54/10	RC3	3,899	診断済	改修不要	—
52	コミュニティ公園	体育館棟	S50	S1	1,329	診断済	要改修	取壊予定
		管理棟	S53	RC2	691	診断済	改修不要	—
53	吉良野外趣味活動施設	体育館	S49	S1	441	診断済	要改修	改修予定

No	施設名称	棟名称	建築年月	構造・階数	延床面積(m ²)	耐震診断	診断結果	改修工事
53	吉良野外趣味活動施設	管理室	S49	S1	255	診断済	改修不要	—
54	東幡豆体育館	体育館	S56/3	RC2	1,289	診断済	要改修	改修済
55	旧西野町保育園	園舎	S47/3	S1	1,064	診断済	改修不要	取壊予定
56	花ノ木保育園	園舎	S52/3	RC2	1,621	診断済	要改修	改修済
57	寺津保育園	園舎	S53/3	S1	1,290	診断済	改修不要	—
58	米津保育園	園舎	S55/3	S1	1,189	診断済	改修不要	—
59	福地南部保育園	園舎	S49/3	S1	1,187	診断済	改修不要	—
60	矢田保育園	園舎	S50/3	S1	1,318	診断済	改修不要	—
61	三和保育園	園舎	S55/3	S1	620	診断済	改修不要	—
62	巨海保育園	園舎	S44/3	S1	170	診断済	改修不要	—
63	伊文保育園	園舎	S54/2	S1	1,143	診断済	改修不要	—
64	平坂保育園	園舎	S49/3	S1	1,010	診断済	改修不要	—
65	福地北部保育園	園舎	S51/2	S1	1,264	診断済	改修不要	—
66	一色保育園	園舎	S49/3	RC2	1,115	診断済	要改修	改修済
67	一色中部保育園	園舎	S52/3	RC2	694	診断済	要改修	改修済
68	横須賀保育園	園舎	S49/5	RC2	1,141	診断済	要改修	改修済
69	吉田保育園	園舎	S42/3	RC1	487	診断済	改修不要	—
70	離島保育園	園舎	S56/4	RC2	628	診断済	改修不要	—
71	津平保育園	園舎	S55/3	RC2	762	診断済	改修不要	—
72	荻原保育園	園舎	S54/1	RC2	858	診断済	改修不要	—
73	東幡豆保育園	園舎	S47/3	RC2	1,045	診断済	要改修	改修済
74	幡豆保育園	園舎	S50/3	RC2	1,024	診断済	要改修	改修済
75	鳥羽保育園	園舎	S51/12	RC2	484	診断済	要改修	改修済
76	地域子育て支援センター いっしき	本館	S46/4	S1	669	診断済	要改修	改修済
77	西尾市高齢者交流広場 さくら会館	本館	S46/9	S1	706	診断済	改修不要	—
78	一色老人福祉センター	本館	S47/10	RC2	812	診断済	要改修	改修済
79	一色シルバーワークプラザ	本館	S47/3	S1	510	診断済	改修不要	—
80	市営中野郷住宅	中層(V棟)	S46	PC4	1,160	診断済	改修不要	—
		中層(W棟)	S48	PC5	967	診断済	改修不要	—
		中層(X棟)	S47	PC5	967	診断済	改修不要	—
		中層(Y棟)	S48	PC5	1,521	診断済	改修不要	—
		中層(Z棟)	S47	PC5	1,521	診断済	改修不要	—
		簡平	S44	PC1	1,211	診断済	改修不要	—
		簡二1期	S45	PC2	1,947	診断済	改修不要	—
		簡二2期	S46	PC2	1,258	診断済	改修不要	—
81	市営巨海住宅	住宅	S38	CB1	591	診断済	改修不要	—
82	市営父橋住宅	住宅	S42	CB1	1,122	診断済	改修不要	—
83	市営室住宅	住宅	S41	CB1	385	診断済	改修不要	—
84	市営野々宮住宅	住宅	S41	CB1	641	診断済	改修不要	—
85	市営鎌谷住宅	1期	S39	CB1	622	診断済	改修不要	—
		2期	S40	CB1	1,399	診断済	改修不要	—
86	市営中原住宅	1期	S43	CB1	962	診断済	改修不要	—
		2期	S44	CB1	321	診断済	改修不要	—
87	市営対米住宅	1期	S39	PC1	1,636	診断済	改修不要	—
		2期	S40	PC1	1,605	診断済	改修不要	—
		3期	S40	PC2	513	診断済	改修不要	—
		4期	S41	PC1	881	診断済	改修不要	—

No	施設名称	棟名称	建築年月	構造・階数	延床面積(m ²)	耐震診断	診断結果	改修工事
87	市営対米住宅	5 期	S41	PC2	1,026	診断済	改修不要	—
		6 期	S42	PC2	513	診断済	改修不要	—
		集会場	S41	W1	130	診断済	要改修	取壊予定
88	市営大切間住宅	住宅	S41	CB1	897	診断済	改修不要	—
89	市営王塚住宅	1 期	S45	PC2	749	診断済	改修不要	—
		2 期	S47	PC2	513	診断済	改修不要	—
90	市営神明塚住宅	住宅	S43	CB1	513	診断済	改修不要	—
91	市営神ノ木住宅	住宅	S42	CB1	641	診断済	改修不要	—
92	市営木田住宅	1 期	S44	CB1	385	診断済	改修不要	—
		2 期	S45	CB1	289	診断済	改修不要	—
93	市営須原住宅	住宅	S50	RC4	1,419	診断済	改修不要	—
94	市営富好住宅	住宅	S48	RC4	1,620	診断済	改修不要	—
95	市営元屋敷住宅	A 棟	S46	RC4	1,289	診断済	要改修	改修済
		B 棟	S47	RC4	1,435	診断済	要改修	改修済
96	市営鳥羽住宅	住宅	S47	PC2	987	診断済	改修不要	—
97	市営鳥羽第2住宅	住宅	S51	PC2	841	診断済	改修不要	—
98	斎場やすらぎ苑	管理棟	S53/7	RC1	457	診断済	改修不要	—
		斎場棟	S53/7	RC1	400	診断済	改修不要	—
		火葬棟	S53/7	RC1	424	診断済	改修不要	—

参考4. 津波一時待避所

1 津波一時待避所 指定基準

津波一時待避所の指定基準は下記のとおりとする。

- (1) 昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築基準法における耐震基準を満たす建築物、または、耐震工事等により同等と認められる耐震性を持つ建築物であること。
- (2) 鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造もしくは重厚な鉄骨構造の建築物であること。
- (3) 令和元年 7 月に愛知県が発表した津波災害警戒区域内もしくはその境界に立地している場合は、基準水位以上の高さに一定数の者が一時退避できる場所がある建築物であること。なお、屋上を利用する場合は、手すりまたは同等の転落防止措置が設置されていること。
- (4) 津波災害警戒区域外に立地している場合は、その建築物の 1 階から使用できるものとする。
- (5) 終日一時待避が可能であり、無料で使用できる建築物であること。

2 市有の津波避難ビル

課名	施設名称	所在	使用場所
教育庶務	一色南部小学校	西尾市一色町中外沢上大割 115	校舎 3 階及び屋上
	一色東部小学校	西尾市一色町野田堤外 36	校舎 3 階及び屋上
	一色中部小学校	西尾市一色町一色下乾地 55	校舎 1～3 階
	一色西部小学校	西尾市一色町治明通縄 68	校舎 3 階及び屋上
	荻原小学校	西尾市吉良町荻原烏帽子 16	校舎 3 階及び屋上
	吉田小学校	西尾市吉良町吉田大切間 18	校舎 3 階及び屋上
	白浜小学校	西尾市吉良町白浜新田北切 1	校舎 3 階及び屋上
	吉良中学校	西尾市吉良町富田油田 8	校舎 3 階
図書館	一色学びの館	西尾市一色町一色東前新田 8	3 階及び屋上
生涯学習	一色町公民館	西尾市一色町一色東前新田 8	3 階及び屋上
健康	吉良保健センター	西尾市吉良町吉田大切間 17-3	3 階
下水道整備	荻原ポンプ場	西尾市吉良町吉田桑ノ木 14-1	2 階及び 3 階
農地整備	酒手島排水機場	西尾市一色町酒手島烏山屋敷 1	屋上
建築	市営埋畑住宅	西尾市吉良町荻原埋畑 91-1	3 階・4 階の廊下及び階段踊り場
消防本部	消防署一色分署	西尾市一色町一色伊那跨 53	3 階
一色支所	旧一色支所	西尾市一色町一色伊那跨 61	3 階以上
吉良支所	きら市民交流センター	西尾市吉良町荻原桐杭 18-1	2 階

3 民間の津波避難ビル

施設名称	所在	使用場所
高須病院	西尾市一色町赤羽上郷中 113-1	病棟3階以上の通路・食堂・デイルーム・リハビリ室及び屋上
県立一色高等学校	西尾市一色町赤羽上郷中 14	管理棟3階、教室棟3階
雇用促進住宅 治明団地	西尾市一色町治明通縄 13	3階以上の共有通路
県営開正住宅	西尾市一色町開正末宝 15	3階以上の共有通路
(株)オカセイ	西尾市一色町治明本地 12	3階会議室・研修室及び屋上
イケダヤ製菓(株) 第2工場	西尾市一色町中外沢下長割 8	3階以上及び4階
毎味水産(株) 本社	西尾市一色町一色西味浜 211	3階
(株)渡辺製作所	西尾市一色町千間上通東 20-3	3階相当以上
医療法人深見十全会 らくらく一色	西尾市一色町松木島丸山 54	3階及び2階屋上
吉良観光ホテル	西尾市吉良町宮崎田ノ上 15	地下1階、1階、2階
竜宮ホテル	西尾市吉良町宮崎宮前 12	3階の宴会場及び3～9階の廊下
矢作川浄化センター	西尾市港町 1	第2スクリーンゾフ棟屋上部
(株)高須組	西尾市一色町味浜中長割 12-1	3階及び屋上
神原工業(株)	西尾市一色町坂田新田御境 82-3	屋上
生活協同組合J-7° あいち 西尾センター	西尾市中畑町卯新田上 8-1	2階
はすみやこ幼稚園	西尾市一色町大塚大坪 56-1	2階テラス

参考5. 関連法令等

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号

最終改正：平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受け

ているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。))に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。))に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。))であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。))に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地

に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合
当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物
同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）
同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著

しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

- 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物

について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

- 第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号

最終改正：平成 30 年 11 月 30 日政令第 323 号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方米を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の

用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土

地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

- イ 火薬 十トン
- ロ 爆薬 五トン
- ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
- ニ 銃用雷管 五百万個
- ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
- ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
- ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- ハ 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合には、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所

- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

3. 津波防災地域づくりに関する法律（抜粋）

平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項 に規定する海岸保全施設をいう。

2 この法律において「港湾施設」とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設をいう。

3 この法律において「漁港施設」とは、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条 に規定する漁港施設をいう。

4 この法律において「河川管理施設」とは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項 に規定する河川管理施設をいう。

5 この法律において「海岸管理者」とは、海岸法第二条第三項 に規定する海岸管理者をいう。

6 この法律において「港湾管理者」とは、港湾法第二条第一項 に規定する港湾管理者をいう。

7 この法律において「漁港管理者」とは、漁港漁場整備法第二十五条 の規定により決定された地方公共団体をいう。

8 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条 に規定する河川管理者をいう。

9 この法律において「保安施設事業」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項 に規定する保安施設事業をいう。

10 この法律において「津波防護施設」とは、盛土構造物、閘門その他の政令で定める施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業

に係る施設であるものを除く。)であって、第八条第一項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理するものをいう。

- 1 1 この法律において「津波防護施設管理者」とは、第十八条第一項又は第二項の規定により津波防護施設を管理する都道府県知事又は市町村長をいう。
- 1 2 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 1 3 この法律において「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。
- 1 4 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の振興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。
- 1 5 この法律において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、前項に規定する区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設をいう。

第二章 基本指針等

（基本指針）

第三条 国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項
 - 二 第六条第一項の調査について指針となるべき事項
 - 三 第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項
 - 四 第十条第一項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項
 - 五 第五十三条第一項の津波災害警戒区域及び第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
- 3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、津波による災害の防止又は軽減が効果的に図られるようにするため、津波防災地域づくりに関する施策を、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせで一体的に講ずるよう努めなければならない。

（施策における配慮）

第五条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する津波防災地域づくりを推進するための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第三章 津波浸水想定の設定等

（基礎調査）

第六条 都道府県は、基本指針に基づき、第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定又は変更のために必要な基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、前項の調査の結果について必要な報告を求めることができる。

3 国土交通大臣は、都道府県による第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定又は変更に資する基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質その他の事項に関する調査であって広域的な見地から必要とされるものを行うものとする。

4 国土交通大臣は、関係都道府県に対し、前項の調査の結果を通知するものとする。

（基礎調査のための土地の立入り等）

第七条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、前条第一項又は第三項の調査（次条第一項及び第九条において「基礎調査」という。）のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入る

うとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

- 4 日の出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 都道府県又は国は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、都道府県又は国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（津波浸水想定）

第八条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。）を設定するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により津波浸水想定を設定しようとするときは、国土交通大臣に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、関係する海岸管理者及び河川管理者の意見を聴くものとする。
- 4 都道府県知事は、第一項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定により津波浸水想定の設定について報告を受けたと

きは、社会資本整備審議会の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。

6 第二項から前項までの規定は、津波浸水想定の変更について準用する。

（基礎調査に要する費用の補助）

第九条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県の行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

第四章 推進計画の作成等

（推進計画）

第十条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

2 推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。

3 前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針

二 津波浸水想定に定める浸水の区域（第五十条第一項において「浸水想定区域」という。）における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項

三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項

ロ 津波防護施設の整備に関する事項

ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

ニ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項

ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。第十六条において「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業（第十六条において「集団移転促進事業」という。）に関する事項

ハ 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項 に規定する地籍調査（第九十五条において「地籍調査」という。）の実施に関する事項

ト 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する事項

4 推進計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項 の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第三号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。）その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。

6 市町村は、推進計画のうち、第三項第三号イ及びロに掲げる事項については、関係管理者等が作成する案に基づいて定めるものとする。

7 市町村は、必要があると認めるときは、関係管理者等に対し、前項の案の作成に当たり、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申し出ることができる。

8 前項の規定による申出を受けた関係管理者等は、当該申出を尊重するものとする。

9 市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等その他第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、推進計画を送付しなければならない。

10 国土交通大臣及び都道府県は、前項の規定により推進計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

11 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、農林水産大臣その他関係行政機関の長に対し、意見を求めることができる。

12 第五項から前項までの規定は、推進計画の変更について準用する。

（協議会）

第十一条 推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 推進計画を作成しようとする市町村

二 前号の市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 関係管理者等その他前条第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を

実施すると見込まれる者

四 学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 推進計画区域における特別の措置

第一節 土地区画整理事業に関する特例

(津波防災住宅等建設区)

第十二条 津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の土地を含む土地（推進計画区域内にあるものに限る。）の区域において津波による災害を防止し、又は軽減することを目的とする土地区画整理事業の事業計画においては、施行地区（土地区画整理法第二条第四項 に規定する施行地区をいう。以下同じ。）内の津波による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の区域であって、住宅及び公益的施設の用に供すべきもの（以下「津波防災住宅等建設区」という。）を定めることができる。

- 2 津波防災住宅等建設区は、施行地区において津波による災害を防止し、又は軽減し、かつ、住宅及び公益的施設の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅及び公益的施設が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。
- 3 事業計画において津波防災住宅等建設区を定める場合には、当該事業計画は、推進計画に記載された第十条第三項第三号ハに掲げる事項（土地区画整理事業に係る部分に限る。）に適合して定めなければならない。

(津波防災住宅等建設区への換地の申出等)

第十三条 前条第一項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区が定められたときは、施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地（土地区画整理法第二条第六項 に規定する宅地をいう。以下同じ。）の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、施行者（当該津波防災住

宅等建設区に係る土地区画整理事業を施行する者をいう。以下この条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第八十六条第一項 の換地計画（第四項及び次条において「換地計画」という。）において当該宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申出に係る宅地について住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。

3 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があった日から起算して六十日以内に行わなければならない。

- 一 事業計画が定められた場合 土地区画整理法第七十六条第一項 各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）
- 二 事業計画の変更により新たに津波防災住宅等建設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告
- 三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い津波防災住宅等建設区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

4 施行者は、第一項の規定による申出があった場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

- 一 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（住宅及び公益的施設並びに容易に移転し、又は除却することができる工作物で国土交通省令で定めるものを除く。）が存しないこと。
- 二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。

5 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 施行者は、第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7 施行者が土地区画整理法第十四条第一項 の規定により設立された土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、同条第一項 の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

(津波防災住宅等建設区への換地)

第十四条 前条第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を津波防災住宅等建設区内に定めなければならない。

第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例

第十五条 推進計画区域(第五十三条第一項の津波災害警戒区域である区域に限る。)

内の第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する建築物については、防災上有効な備蓄倉庫その他これに類する部分で、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、同法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。)、第六十八条の五の三第一項(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の四(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。

第三節 集団移転促進事業に関する特例

第十六条 集団移転促進事業(推進計画区域内に存する集団移転促進法第二条第一項に規定する移転促進区域に係るものであって、住民の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とするものに限る。次項において同じ。)に係る集団移転促進事業計画(集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。次項において同じ。)は、推進計画に記載された第十条第三項第三号ホに掲げる事項に適合するものでなければならない。

2 都道府県は、市町村から集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があることにより当該市町村が当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合において、集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条(見出しを含む。)中「市町村」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは、」とあるのは「津波防災地域づくりに関

する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第十六条第二項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」とあるのは「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。

第六章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

第十七条 次に掲げる条件のいずれにも該当する第二条第十四項に規定する区域であって、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができる。

- 一 当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。
 - 二 当該区域内の土地の大部分が建築物（津波による災害により建築物が損傷した場合における当該損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。
- 2 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模
 - 二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
- 3 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従って定めなければならない。
- 一 前項第一号に規定する施設は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。
 - 二 前項第二号に掲げる事項は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持することが可能となるよう定めること。
 - 三 当該区域が推進計画区域である場合にあっては、推進計画に適合するよう定めること。

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号

最終改正：平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、

ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

□ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速

やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエシ

ベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改

修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、

観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

□ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものに

についても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。加えて、同項第5号の

規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐

震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

□ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な

道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべ

きであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。

2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。

3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

5. 愛知県地震防災推進条例

平成 16 年 3 月 26 日公布 愛知県条例第 2 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災に関し、県、県民、事業者等の責務及び市町村の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、県、市町村、県民、事業者等が一体となって地震防災に取り組む防災協働社会の形成を推進し、もってすべての県民が安心して暮らすことができる地震災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- 2 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び地震災害の復旧を図ることをいう。
- 3 東海地震に係る警戒宣言 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

(県の責務)

第三条 県は、地震防災に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、地震防災に関する施策の推進に取り組むものとする。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するための施策の推進に努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、地震が発生したとき及び地震津波が襲来したとき並びに東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき(以下「地震発生時等」という。)に備え、地震防災に関する知識の習得に努めるとともに、自己の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の耐震性の確保

- 二 家具の転倒防止
 - 三 出火の防止
 - 四 初期消火に必要な用具の準備
 - 五 食料、飲料水及び医薬品の確保
 - 六 避難場所及び避難所（以下「避難地」という。）の位置、避難の経路及び方法並びに家族間の連絡方法の確認
 - 七 その他地震発生時等に備え、自己の安全を確保するため必要となる事項
- 2 県民は、地域の地震防災の活動を円滑に行うため、自主防災組織が行う防災訓練その他の活動に積極的に参加するとともに、地震発生時等においては、地域の地震防災の活動に参加する等相互に協力し、助け合うよう努めなければならない。
- 3 県民は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第六条 事業者は、地震発生時等に備え、その事業活動に関して地震災害の発生を防止するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
- 一 地震防災の活動の責任者を定め、その他地震防災の活動に関する組織を整備すること。
 - 二 地震発生時等の地震防災の活動において従業員がとるべき行動を明確にし、及び従業員を防災訓練、地震防災に関する研修等に積極的に参加させること。
 - 三 事業の用に供する建築物その他の工作物の耐震性を確保すること。
 - 四 初期消火及び負傷者等の救出救護のための資材及び機材を整備し、並びに食料及び飲料水を備蓄すること。
- 2 事業者は、その事業所が存する地域の自主防災組織が行う活動に協力する等地域の地震防災の活動に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（自主防災組織の責務）

- 第七条 自主防災組織は、地震発生時等に備え、多くの住民の積極的な参加による組織の充実に努めるとともに、地域の住民の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
- 一 地震防災に関する知識を地域の住民に普及させること。
 - 二 地震災害に関する地域の危険度、災害危険箇所、避難地の位置等の地域の状況を把握し、地域の住民に周知させること。
 - 三 防災訓練を実施すること。
 - 四 初期消火、負傷者等の救出救護その他の地震防災用の資材及び機材を整備し、及

び点検すること。

- 2 自主防災組織は、地震発生時等においては、情報の収集及び伝達、住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給食及び給水、災害危険箇所の巡視その他の地域における地震防災の活動を行うよう努めなければならない。
- 3 自主防災組織は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（ボランティアによる活動）

第八条 地震防災の活動を行うボランティアは、県及び市町村と連携して活動を行うことにより、地震防災の活動が効果的に行われるよう努めなければならない。

第二章 行動計画

（行動計画）

第九条 知事は、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災の施策の実施に関する総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 地震防災に関する施策に係る目標
 - 二 地震防災に関する施策の内容
 - 三 前2号に定めるもののほか、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 知事は、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前項の規定は、行動計画の変更について準用する。

第三章 地震防災に関する啓発活動等

（地震防災に関する知識の普及等）

第十条 県は、県民が地震発生時等に備え、適切な対策を講ずることができるようにするため、市町村、自主防災組織、ボランティア等と連携して、地震防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

（地震防災に関する教育の実施）

第十一条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）においては、生徒、児童及び幼児が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時等において自己の安全を確保するための適切な対応ができるようにするため、地震防災に関する教育の実施に努めなければならない。

（防災訓練の実施）

第十二条 県は、市町村、県民、事業者、自主防災組織その他地震防災に係る関係機関と連携して、積極的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。

（あいち地震防災の日）

第十三条 県民、事業者及び自主防災組織の地震防災に関する理解を深めるとともに、県民、事業者及び自主防災組織による地震発生時等に備えた地震防災の活動の一層の充実を図るため、あいち地震防災の日を設ける。

2 あいち地震防災の日は、知事が定める。

3 あいち地震防災の日には、県民、事業者及び自主防災組織は、第5条第1項各号に掲げる事項について講じた対策又は第6条第1項各号若しくは第7条第1項各号に掲げる措置の状況を点検し、及びその1層の充実を図るよう努めるものとする。

（人材の育成）

第十四条 県は、自主防災組織及びボランティアによる地震防災の活動が効果的に行われるようにするため、市町村等と連携して、防災リーダー（自主防災組織による地震防災の活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織等の中で中心的役割を担う者をいう。）及び防災ボランティアコーディネーター（ボランティアによる地震防災の活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。）の育成に努めるものとする。

第四章 地震に強いまちづくり

（地震に強いまちづくりの推進）

第十五条 県は、市町村その他関係行政機関と連携して、道路、公園、河川、港湾等の都市基盤施設の整備、市街地の面的な整備、公共施設の耐震化及び不燃化、地震防災に配慮した土地利用への誘導等を通じて、地震に強いまちづくりを推進するものとする。

（建築物の耐震性の確保）

第十六条 建築物の所有者は、当該建築物が地震により倒壊すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害することがないようにするため、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その診断結果に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（屋外工作物の耐震性の確保）

第十七条 屋外に広告板、自動販売機等の工作物を設置し、又は設置しようとする者は、当該工作物が地震により落下し、転倒すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害することがないようにするため、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該工作物を定

期的に点検し、その耐震性を維持するよう努めなければならない。

第五章 帰宅困難者等に対する支援等

（帰宅困難者等に対する支援）

第十八条 県は、市町村その他地震防災に係る関係機関と連携し、東海地震に係る警戒宣言が発せられ、又は地震災害が発生したことによって、長期間にわたり交通機関が停止し、又は道路における車両の通行が禁止されること等により、帰宅することが困難となり、又は旅行途中で目的地に到達することが困難となった者（次条において「帰宅困難者・滞留旅客」という。）が徒歩により円滑に帰宅し、又は避難するために必要な情報の提供、食料及び飲料水の確保その他必要な対策を講ずるものとする。

（避難者の相互協力）

第十九条 避難地において避難生活を送る地域の住民及び帰宅困難者・滞留旅客は、互いに助け合い、協力して、自主的に共同生活を営むよう努めなければならない。

（災害時要援護者対策の支援）

第二十条 県は、市町村等が実施する高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等で地震発生時等に特別な援護を要する者に対する避難誘導、介護支援その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

第六章 地震災害の拡大の防止等

（緊急通行車両等の通行の確保等）

第二十一条 県民は、地震発生時等において、災害対策基本法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、救急患者の搬送、緊急物資の輸送等に係る緊急通行車両及び高齢者、障害者、傷病者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めなければならない。

2 県は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合に行われる車両の通行の禁止又は制限について、あらかじめ周知させる措置を講ずるものとする。

（事前避難）

第二十二條 県民は、災害対策基本法その他の法令の規定に基づき市町村長等が発する避難の勧告又は指示その他地震災害に関する情報に留意し、事前に避難するよう努めるとともに、地震の発生から相当時間経過後に襲来する津波及び連続して発生する可能性のある大規模地震、余震等に備え、市町村長等が避難の勧告又は指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努めなければならない。

（危険度判定）

第二十三條 地震動により被害を受けた建築物及び宅地（以下「被災建築物等」という。）の所有者及び管理者は、当該被災建築物等が余震等により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため市町村が実施する危険度判定（被災建築物等の危険度の応急的な判定をいう。）に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じ、避難し、又は応急の補強等の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に知事が地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定している地震防災の施策の実施に関する総合的な計画（あいち地震対策アクションプラン）は、第9条第1項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。

6. 第3次あいち地震対策アクションプラン（抜粋）

平成30年8月改訂

＜アクションプランの内容：対策の柱 命を守る＞

大規模地震の発生時には、県民の命が危険にさらされることになります。

強い揺れに伴う建物の倒壊及び屋内外の転倒物、浸水・津波、火災など、地震・津波による直接的な要因から、救助・救急活動不足、断水や交通機関の障害などの二次的な要因に至るまで、その要因は様々です。

対策の柱1では、県民の「命を守る」ことを目標にして、取り組むべき対策を要因ごとに整理し、12の対策ターゲットを設定して、目標を達成するべく対策を推進していきます。

■対策ターゲット 1-1 地震動から命を守る

地震による揺れに備え、住宅や学校施設等の耐震化の推進による建物被害の予防、吊り天井や外装材等の非構造部材の耐震対策、屋内の家具等の転倒防止対策の啓発等の取組を推進します。

＜アクション項目＞	〔担当部局〕
1. 住宅の耐震化の促進 ★ 住宅の耐震診断、耐震改修の補助を行い耐震化を促進するとともに、住宅の段階的耐震改修や耐震シェルター整備への補助を行い、減災化も促進します。また、耐震化について、県民に対する啓発活動を行います。 ●民間住宅の耐震診断補助130,000戸（平成32年度） ●民間住宅の耐震改修補助17,000戸（平成32年度）	建設部建築局 住宅計画課
2. 建築物の耐震化の促進 ★ 不特定多数の者や避難に配慮を必要とする者が利用する大規模建築物や、避難路沿道建築物への耐震診断・耐震改修補助を実施し、耐震化を促進します。また、建築物の耐震化について所有者等への啓発活動を行います。 ●民間建築物の耐震診断補助1,100棟（平成32年度） ●民間建築物の耐震改修補助60棟（平成32年度）	建設部建築局 住宅計画課
3. 県有施設の耐震化の推進 ★ 県有施設の構造体の耐震改修を推進します。 ●耐震改修 非木造・200㎡以上の建築物のうち、Is値が0.6未満の一般県有施設 16棟（平成27年度完了（16棟のうち1棟はあり方検討施設となり除外））	関係部局課室 建設部建築局 公共建築課

4. 県立学校施設の耐震化の推進 ★ 県立学校施設（耐震診断結果が区分 B：Is値0.3以上0.7未満）の耐震化を推進します。	教育委員会 財務施設課
5. 市町村立学校施設の耐震化の促進 ★ 市町村立学校の校舎等の耐震化を促進します。	教育委員会 財務施設課
6. 私立学校施設の耐震化の支援 私立学校の校舎等の耐震化を促進します。	県民文化部 学事振興課私学 振興室
7. 建築物の非構造部材等の耐震対策の促進 市町村や関係団体と連携し、必要な情報提供等を行うことにより、建築物の天井、外装材等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。	建設部建築局 住宅計画課 建築指導課
8. 県有施設の非構造部材等の耐震対策の推進 県有施設の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震化を推進します。また、必要な技術的支援を得ながら、施設の天井の脱落防止措置及び外壁の落下防止措置等を計画的に実施するとともに、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進します。 ●特定天井脱落対策 12 施設 18 室 ※平成 30 年度改訂時に目標を追加 ●天井・外壁等落下防止対策に関する説明会・研修会開催 1 回／年	関係部局課室 防災局 防災危機管理課
9. 県立学校施設の非構造部材等の耐震対策の推進 県立学校施設の体育館等の吊り天井や天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を推進します。	教育委員会 財務施設課
10. 市町村立学校施設の非構造部材等の耐震対策の促進 市町村立学校施設の体育館等の吊り天井や天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。	教育委員会 財務施設課
11. 家具等の転倒防止対策の促進 ★ 家具固定ボランティアの養成や民間事業者と連携した啓発活動などを通じて、家具等の転倒防止対策を促進します。 ●家具固定推進検討会の設置（平成 27 年度完了）	防災局 防災危機管理課
12. 県有施設の家具固定等の推進 県有施設の家具固定及びガラス飛散防止措置の状況について把握し、家具固定及びガラス飛散防止措置を推進します。 ●進捗状況の調査（毎年度）	防災局 防災危機管理課
13. 私立学校施設の非構造部材等の耐震対策の促進 私立学校施設の体育館等の吊り天井や天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。	県民文化部 学事振興課私学 振興室

西尾市建築物耐震改修促進計画

発行：平成 25 年（2013 年）2 月

平成 26 年（2014 年）3 月

令和 3 年（2021 年）3 月

西尾市 建設部 建築課